

議 事 日 程 (第 3 号)

令和7年12月5日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第81号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)

議第82号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第83号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第84号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	遊	佐	亮	太	君	2番	伊	原	ひとみ	君		
3番	駒	井	江	美	子	君	4番	今	野	博	義	君
5番	渋	谷		敏	君	6番	本	間	知	広	君	
7番	那	須	正	幸	君	8番	佐	藤	俊	太	郎	君
9番	菅	原	和	幸	君	10番	土	門	治	明	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	高 橋 務 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	太 田 智 光 君	地 域 生 活 課 長	太 田 英 敦 君
健 康 福 祉 課 長	渡 部 智 恵 君	町 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	土 門 良 則 君
教 育 長	土 門 敦 君	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	荒 木 茂 君
農 業 委 員 会 会 長	齋 藤 勝 広 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	小 林 栄 一 君
代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅 原 潤 議事係長 船 越 早 苗 主 任 伊 藤 歩 美

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（渋谷 敏君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。
（午前10時）

委員長（渋谷 敏君） 12月3日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分不慣れでありますので、よろしくご協力お願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては、全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第81号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）、議第82号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第83号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第84号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件であります。

お諮りいたします。ただいまの4議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（渋谷 敏君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願い

いたします。

補正予算の審査に入ります。

1 番、遊佐亮太委員。

1 番（遊佐亮太君） それでは、質疑のほうをさせていただきます。

まず、地域生活課のほうに水道事業会計補正予算のことでお伺いします。水道事業、今回の補正予算を簡単にまとめますと、費用のほうで計上があり、収入のほうでは補助金のほうで903万6,000円の収入ということになっております。

まず、収入のほうをお伺いします。8ページのほうを開きますと、令和6年度分の繰越しということで903万6,000円の計上がございます。これは、令和6年度の何の工事に基づく補助金なのでしょうか。なぜ令和6年度中に工事が完了し、精算されず、繰越しとなって今回補正で計上されているのかをお伺いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） それでは、お答えいたします。

水道事業903万6,000円の件でございますが、この件に関しましては令和6年度、平津配水池の緊急遮断弁設置工事を行いましたけれども、それに対する補助金903万6,000円ということで、工事自体は令和7年2月28日に完成いたしまして、完成検査を行った後に実績報告書を提出してございます。補助金交付額の確定が3月31日で、出納閉鎖日までに補助金の入金がありませんで、未収金扱いといたしまして令和7年度で受け入れたということのものでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 1 番、遊佐亮太委員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。ありがとうございます。補助金のほうは、それで理解いたしました。そうしますと、いわゆるPLといえますかの話に移っていきますけれども、3ページ、収益的収入及び支出で拝見いたしますと、収入のほうでは今回の補正では変更なく、支出のみが、小幅ではあるが、増額ということになっておるかと思えます。この支出内容はこの後またお伺いしますけれども、まずこの収益的収入及び支出、いわゆるプロフィット・アンド・ロスの損益計算書のほうでお伺いしますけれども、年度見通しとしては特に収益的収入のところは今回の補正の数字で着地見込みと考えてよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

収益的収入の中で、特に料金収入ですけれども、今後冬期間の使用水量が対前年度比で大きく下回るこ

とがなければ、当初予算額に近い実績になると見込んでおります。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 1 番、遊佐亮太委員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして費用の部分でお伺いいたします。修繕費として上がっておるわけですけれども、内容としましては7ページのほうに記載されております各種修繕工事というふうに理解しておりま

すけれども、それぞれの工事内容についてまずはお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（渋谷 敏君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

7ページの収益的収入及び支出のところでございますが、修繕費、杉沢・上寺加圧ポンプ場無停電電源装置修繕48万4,000円、これにつきましては杉沢と上寺のそれぞれの加圧ポンプ場の無停電電源装置、いわゆるUPSですけれども、経年劣化ということでなかなか正常に動かないようございまして、そのため修繕を行ったものでございます。

それから、西遊佐加圧ポンプ場非常用発電機修繕81万4,000円、それから同額ですけれども、松山加圧ポンプ場非常用発電機修繕ということで、こちらにつきましては両加圧ポンプ場の非常用発電機のバッテリーが劣化いたしまして、手動では発電機動くのですけれども、バッテリーが劣化したことによって自動で発電機が起動しないということが分かりましたので、そのバッテリーの更新、交換というような修繕内容でございます。

いろいろ修繕、今回3件ございましたけれども、今回のバッテリーの劣化等につきましても、毎月東北電気保安協会というところから電気保安設備につきまして点検をしてもらっております。そこで今回の不具合も指摘いただいたというところでございます。また、旧簡易水道区域では元役場職員の方から監視装置で確認できないもの、それから塩素を補充というような内容の点検を行っていただいておりますし、上水道区域では職員が週1回巡回をして点検、確認を行っているところでございます。あと、いろいろなポンプですとか、残留塩素の測定器ですとか、そういったいろいろな機器ありますけれども、そちらにつきましては年1回なり、2回なり、業者のほうから点検をいただいているという状況でございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） 詳細にお話もらいまして、ありがとうございます。どうしても今回の工事につきましては、経年劣化の内容なのだろうというふうに思います。設備も広く、古いものもあるでしょうから、経年劣化はやむを得ないのだろうというふうにも思っておりますけれども、このような緊急修繕が発生するような工事が年間でどれぐらい発生するかとか、それでもって概算で緊急修繕枠としてこれぐらい年間発生しそうだというようなものも持つておくべきかなというふうに思っております。概算額を想定した上でそれを予算計上というのはなかなか難しいとは思っておりますけれども、例えば年間1,000万円そういった修繕費用で費用計上の見込みがあるのであれば、せめて一千何万円ぐらいは黒字になるように予算を当初予算で編成しておくというような工夫が必要ではなかろうかと思うのですけれども、その辺りについてお伺いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

修繕につきましては、ただいま申し上げましたいろいろな各種点検によりまして指摘をいただいたところ、翌年度のものを前年度に修繕計画を立てるというようなことでやっております。指摘を業者の方からとかいただいている中で、優先順位をつけながら実施をすることといたしております。緊急修繕の発生件数につきましては予測がつかないところございまして、緊急漏水修繕等の費用については当初予算で計

上しているところでございます。また、収益的収支のバランスがありますので、当初予算に修繕費を過大に計上できないという実情もあるところでございます。予算を見ながら、修繕しなければならない内容を見ながら、バランスを取りながらということが実情でございますけれども、一応その年によっては違いますけれども、今年度も10件弱の修繕をまず予定はしておったところでございます。ただ、漏水、それからいろいろな機器の修繕なんかも……漏水は別ですけれども、機器の修繕とか雷の影響で故障してしまうということが結構あるものですから、なかなか漏水も、機器の修繕も突発的なものが多いという状況でございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 1 番、遊佐亮太委員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。下水もそうですけれども、上水のほうもなかなか厳しい運営をなされていることは承知しております。料金見直しは今後やはり考えていかざるを得ないと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

地域生活課さんについては以上になります。

続きまして、産業課さんのほうにお伺いいたします。議第81号の一般会計補正予算のところになります。まず、12ページの4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費、12 節委託料のところになります。エネルギー基本計画進捗点検業務委託料でマイナス20万円、エネルギー事業推進委託料でプラスの35万円というふうになっております。どちらも同じようなものには一見見えるのですが、これはそれぞれ何を指しているのでしょうか。

また、エネルギー基本計画進捗点検業務委託料、今回マイナス計上されているほうですけれども、当初予算では50万円というふうに計上されていたかというふうに思っております。質問3点というかありまして、それぞれ具体的にどのような業務をどこに、どの期間委託するものなのでしょうか。2 として、進捗点検を減額して事業推進に振り替えたというふうには文字上読めるのですが、その理由と狙いは何でしょうか。また、エネルギー基本計画の進行管理、こちらは今後どのような体制手法で行っていくのでしょうか、お伺いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まず初めに、エネルギー基本計画進捗管理委託料ということでありまして、こちらにつきましては、エネルギー基本計画推進に当たりまして、再エネに関する最新動向の調査ですとか、再エネ導入事業計画の立案などの必要が生じた際に執行するために確保していた予算というところでありまして、ちょっと名前、委託料の事業名が少し乖離しているところがあるかもしれません。来年度新規の予算の要求の際には、ちょっと名称は変えようかという話も今しているところでありまして、こちらのほうの委託料ですが、令和7年度につきましては町民への情報提供事業としまして、8月に講演会を開催させていただきました。そちらの費用をこちらの50万円の中から支出をして、今後、現在支出の予定ございませんので、もう一つの事業を新たに要求する段階で、こちらは予定がないということで減額をさせていただいたということでありまして。

もう一つ、今回要求をさせていただきました新規の名前ですが、エネルギー事業推進委託料ということ

で、こちらにつきましてはカーボンニュートラルに関する職員研修会を開催したいということで、まだ日程まで細かく詰めておりませんが、今準備を進めているという段階であります。こちらのほうは、NTT東日本さんのほうに委託をしたいというふうにして今進めております。その理由であります、NTT東日本様であります、皆様ご案内のとおり、情報通信系の業務だけではなく、脱炭素に関するコンサル業務を行っているというところで、脱炭素事業の企画立案、研修業務なども手がけているという現状です。東北地方では、東北地方環境事務所、いわゆる環境省の出先機関であります東北環境事務所様といろいろ情報交換しながら、各自治体の情報、各自治体に研修ですとか伴走支援を今行っているというところであります。本町におきましては、昨年度総務課のICT推進室でDXの伴走支援ということで、NTT東日本さんとご縁もありまして、そちらも含めて今回研修をするということで計画を今進めているというところでございます。

あと、エネルギー基本計画の進行管理についてのご質問ございましたけれども、エネルギー基本計画策定の際お世話になりましたNPO法人であります環境自治体会議環境政策研究所からご指導をいただきながらということではありますが、町の遊佐地産地消エネルギー協議会、ゆざみらいエナジーと連携して、現在も進捗管理というような観点では進めているところでありますし、今後も同じような形で進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 1 番、遊佐亮太委員。

1 番（遊佐亮太君） 内容については理解いたしました。

続いて、3、次の質問に移るのですけれども、同じところの列の上のほうに設計監理委託料というふうにあります。12ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費の12節委託料になっております。

こちらエネルギー関係というふうに向っておりますけれども、詳細のほうをよろしく願いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

設計監理委託料22万円ということで内容のご質問であります。こちらにつきましては、遊佐パーキングエリアタウン、いわゆるPATのほうに再エネ設備を導入したいというところで、産業課エネルギー政策推進室のほうで検討を今進めているというところであります。現在のPATの計画では、再エネ設備の導入というところは明確に実施計画にございませんので、産業課エネルギー政策推進室の立場としてはゼロカーボンシティ宣言以降、町の公共施設に具体的にまだ導入もできていないというところでございますので、何かしら現在のPATのほうの実施計画を大きく変えるということではなくて、そこにはまた時間なりお金がかかりますので、そういうことではなく、例えばですけれども、駐車場に身障者用のといいますか、屋根つきの駐車場なんかがよく道の駅整備されておりますけれども、そういうところの屋根に太陽光をつけられないとか、そういう何かしらの再エネを導入したいというところ、具体的には来年度国の補助事業なんかを受けながら導入したいなというふうには今想定をしているところですが、そのために概算の設計といいますか、概要の設計といいますか、そういうものを現在検討してまして、進めていきたいということでの設計委託料の計上でございます。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 1 番、遊佐亮太委員。

1 番（遊佐亮太君） 理念というか、お考えについては賛同するところがあります。ただ、一方で思うのは、この辺 P A T は P A T で国のいろいろなお金ももらいながら進めている案件かと思いますが、そこに駐車場に太陽光をつけるぐらいといえぐらいですけれども、そういった変更を加えることが今から可能なかというのは少し疑問には思うのですけれども、これは私企画課は所管になってしまいますけれども、企画課の範囲になってくるのでしょうか。一旦産業課にお伺いします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今進めているこの案といいますか、計画については、当然企画課 P A T 整備推進室とも協議をしながら今進めている段階であります。先ほどお話ししましたとおり、まだ具体的な計画というのは定まっていないところ、今検討しているところでもありますので、ただし今の P A T のほうの整備の実施計画に影響が出ない形での補助なり、いわゆる環境省の補助になりますけれども、そういうものを模索して、イメージとしてはある程度の P A T の整備工事ができた後に追加でできるようなもので対応できるものというふうに考えているところでもあります。企画課とも今協議をして、実際例えば来年度、再来年度、9 年度、もしくは 8 年度ではなく、工事が 9 年度になる可能性もありますが、その際工事の担当をどちらで持つか、そこまでもまだ決めておりませんので、まずはエネルギー政策推進の所管のところまで今検討を進めるというような内容でございます。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 1 番、遊佐亮太委員。

1 番（遊佐亮太君） P A T 全体の計画に干渉しないようであれば、ぜひそのような理念で進めてもらえたらいいのかなというふうには思った次第です。では、これについては私からは以上になります。

続きまして、松くい虫関係をお伺いしたいというふうに思っております。13 ページの 6 款農林水産業費、2 項林業費、1 目林業振興費、12 節委託料 3,700 万円、松くい虫防除委託料として計上されております。いろんなところで今年はひどいというふうには伺っておりますけれども、現時点での今年度のこの松くい虫防除委託料に関する、今回の 3,700 万円も含めた今年度かかってくる総額と今後の見通しについてお伺いしたいというふうに思います。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

松くい虫防除事業の補正の件でございますが、現在松くい虫の被害木調査を例年どおり、町内の西浜地区全域で進めているところであります。改めてご説明するまでもなく、見た目ではっきり分かりますとおり、過去最大の被害であったと言われた昨年度と比較してもさらに被害は増大していると。現在のところまだ調査途中であります。昨年の 2 倍近くあるのではないかとこのように今見込んでいます。今回の補正予算の計上につきましては、当初要求段階では昨年町単独で伐倒処理予算を計上させていただいた約 1 億円ほどを想定して要求したところでありましたが、やはり昨年もそうでありますけれども、いわゆる林帯のエリアの中で県が行うところ、町が行うところあるわけでございますが、町が行うところだけ一生懸命やっても全て伐倒が追いついていないという現状がございますので、それは昨年度に限ったこ

とではないのですが、例えば昨年度ゾーニングという考え方も示されたわけですが、ゾーニングの一番守るべきところというのは海岸、海から一番近いところ、国有林でありますので、国が防除すべき場所、そこについてもなかなか進んでいない。伐倒としては、全量というのは全く程遠いレベルしか進んでいない状況。さらに、その次の林帯の7号線までの間はいわゆる保安林帯ということになりますけれども、民有林の保安林帯は県が管理実施するところ。7号線を挟んで県が実施する保安林と町が行う普通林というところがございますが、国、県は全量はできないともう明言もされたというところもありまして、町としても果たして、では1億幾らの予算を投入してやるべきなのかという議論の中で、今回3,700万円という、当初予算は300万円でございますので、合わせて4,000万円という計上を、今伐倒、松くい虫防除に向かう予算は計4,000万円というふうにさせていただきました。

この内訳ですけれども、まずは遊佐町としましては守るべきエリアとしまして、町内の西浜地区の林帯を8つの区域に分けているところでありまして、一番北側、いわゆる西浜キャンプ場付近、そこを8班というふうにして定めております。その下、遊ぼつと付近、遊ぼつとから国道345号線までの間を7班というふうにしてしておりますが、こちらについてはこれまでも伐倒処理並びに薬剤防除も非常に力を入れてやってきたところでありまして、いわゆるもっと南側、酒田市寄りとかの林帯と比べれば明らかに緑守られているというふうに我々も認識しております。ここについては、県も町もここは絶対守っていききたいというふうに考えておりますので、今回の補正予算の計上の中で基本的に県のほうで全部処理をすると言ってはいただいているのですが、恐らく全部はできないだろうという中で、その不足分を町がやるというところと、あとは2次被害の対応ということで、道路際ですとか、いわゆる建物際、ハウス際、そこにもう今にも倒れてしまうというようなところを事前にといいますか、2次被害が起きないように伐倒するというのを主目的として今後実施していくということで今回予算計上させていただいたところでありまして。

長くなりました。申し訳ありません。以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 1番、遊佐亮太委員。

1番（遊佐亮太君） 分かりました。国、県のほうで全量の伐倒はできないというふうなお話も既にあるようでしたら、先ほど伺いましたように8班と7班ですか、西浜キャンプ場周辺と遊ぼつとから7号線というところ、ここを重点的にやっていって、それに加えて町民の方々が2次被害を受けないようなところとして道路脇であったり、ご自宅付近のところの赤く枯れている松を伐倒するというようなものとして、今回追加の3,700万円ということで承知いたしました。やはり目的をはっきり持って、上限の金額も必要かもしれませんし、今の状態で追加、追加というわけにもいかないかなと思いますので、そのようなお考えで今後も進めてもらえればいいのかというふうに思った次第です。

私からは以上になります。ありがとうございました。

委員長（渋谷 敏君） これで1番、遊佐亮太委員の質疑は終了します。

2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） では、私のほうからも数点質疑いたしたいと思います。健康福祉課のほうには3件ほど、あと総務と企画のほうに1つずつ、計5つぐらい質疑したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、健康福祉課のほうから進めたいと思います。一般会計補正予算の歳出のほうで11ページ、3款

民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費の中の障害児通所給付費920万円についてお伺いしたいと思います。概要書のほうの説明を見ますと、利用者数増による事業費不足分の増というふうに説明されておりました。当初予算のほうには、2,300万円計上されておりました。歳入のほうも見ますと、この920万円のうち国庫支出金より460万円、県支出金より225万4,000円の歳入というふうに計上されておりました。ということですので、町の一般財源のほうからは920万円の約4分の1ぐらい、234万6,000円の歳出というふうになると思います。この利用者増ということは、今まで通っていなかった児童が通えるようになったのか、障がいを持つ子が急に増えたというふうにはあまり考えられないので、通えるようになったのか、もしくは事業所のほうに同じ児童が複数通うようになっての利用者増かというふうなことをお伺いしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

給付増の主な理由ということでございますが、令和5年度より利用者が増加傾向にあるということが続いているところでございます。そして、今年度につきましては、町内に小学校以上の支援を必要とする児童向けのサービス事業所が令和7年7月に認可されて事業をスタートしているということもありまして、これまでなかなか送迎等がネックでサービス利用に至らなかった児童の方もいらっしゃるかと思います。必要な方に必要な支援が届いているということもありまして給付増につながっているのではないかと考えているところでございます。当初見込んでおりましたのは、予算上の積算でございますが、19名でございましたが、現在24名で計上しているところでございますので、やはり小さいときから発達などの特性に合った支援を行うことによりまして児童の成長、発達を支援することができるということでございますので、支援が届いているものと認識をしているところでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） 説明ありがとうございました。今年度7月より新しく町内に事業所ができたということは、大変ありがたいことだなというふうに思っております。児童が通いたいと思って、回数が多く事業所のほうに足を運べるようになったということは本当にありがたいなというふうに思いますし、子供たちにとっても、保護者にとってもとてもいい傾向であるなというふうに思います。町の負担も少し増えるかとは思いますが、国とか県とか、そちらのほうの補助もありますので、本当に子供たちが健やかに過ごせるものであるよう、これからも支援よろしくお伺いしたいと思います。

では、こちらの件はよしとしまして、次、同じページの同じ19節扶助費、少し上の欄になりますが、自立支援補装具費70万円とございます。概要書のほうには、申請者数増による事業費不足分の増というふうに説明ございました。この70万円は、こういった要支援者にどのような補装具の支援だったのかをお聞きしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

まず、補装具でございますけれども、概要を少しお話をさせていただきたいと思っております。補装具につきましては、障がい者児及び難病患者等の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にす

るため、必要な舗装具の購入または修理に係る費用の一部を公費で負担するという内容となっておりまして、対象としましては、身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等ということで、一部所得要件はございますが、このような方が対象となっているものでございます。そして、申請に必要なものとしていたしましては、身障者手帳、難病を証明する書類のほか、医師のほうから書いていただく意見書がございます。この医師につきましては、身体障がい者の手帳の診断書を書く医師という形になってございますので、そちらを申請していただきまして、専門的な機関のほうからも必要性を審査していただきまして支給をするという流れになっているところでございます。舗装具の種類といたしましては、主なものとして視覚障がい者であれば義眼、眼鏡、あと聴覚障がいの方であれば補聴器、そして肢体不自由の方であれば義手、義足、舗装具、車椅子などになっているものでございます。

このたび増額補正と計上させていただいたものにつきましては、高額舗装具の購入、修理の申請件数が増えているという状況でございまして、高額のものとなりますと車椅子ですとか、あとは下肢の舗装具などについてが高額ということで、今年度高額な申請が多かったものですから、見込みよりも増えたという状況になっております。

以上でございます。

委員長（渋谷 敏君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） 説明ありがとうございます。先ほどの件もそうですけれども、本当に必要な方に必要なものを届けるための事業であるというふうに理解しました。障がいのある方は、舗装具必要なものというのは意外と高額で、修理もかなりお金がかかるというふうに聞いております。このように本当に、先ほども繰り返していますが、必要な人に必要なものが届けられる支援のほうを、重ね重ねですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。では、こちらのほうも理解しましたので、次に行きたいと思ひます。

同じ11ページの10節需用費、少し上の欄になります。印刷製本費1万5,000円でございます。金額は小さいですけども、ちょっと内容のほう気になったので、お聞きしたいと思ひます。概要書のほうには、福祉タクシー券利用助成事業とございました。私9月定例会で福祉タクシー券のほうも少しお伺ひしたので、利用者が増えたのかな、その辺で少しタクシー券増刷するのかなというふうに勝手に推測して思ひたのでございますが、この利用助成事業という内容でも少しお伺ひしたいと思ひます。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

こちら印刷製本費の増額の部分につきましては、現在翌年度のマッサージ券、タクシー券などの印刷については前年度2月から3月準備をさせていただきまして、4月1日から使用ができるような状態に整えているという事務の流れがございまして、その中で、令和8年度の利用券の印刷見積りを徴したところ、紙、印刷代の高騰によりまして不足が発生するという見込みでございましたので、追加で計上をさせていただいております。

あと、利用の状況、枚数とかというところにつきましては、今アンケートを分析しているところでございますので、もう少しお時間をいただければと思ひているところでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 2 番、伊原ひとみ委員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。タクシー券利用の増刷かと思って期待をしておりましたが、来年度のタクシー券の印刷の分ということで理解しました。まさに、では今年度どうなっているのとお聞きしようと思ったのですが、今アンケートということですので、いずれ結果が出てからまたお答えを待ちたいと思います。ありがとうございます。

健康福祉課のほうは、以上で終わりたいと思います。

続きまして、では企画課のほうに行きたいと思います。14ページの7款商工費、1項商工費、3目観光費、12節委託料、山岳トイレヘリコプター運搬委託料246万円の件でございます。概要書によりますと、空輸回数増による山岳トイレヘリコプター運搬委託料不足分というふうに記載ございました。これの委託料不足分というのは、ヘリの燃料代が高騰したので、不足になったのか、もしくは夏山、秋の登山客が大幅に増えたので、トイレの使用が増加したので、空輸の回数が増えたのか、こういった内容の増額なのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

山岳トイレヘリコプター搬送委託料の増額の理由ということでお尋ねでございました。今お話ありましてとおおり、今年登山客やはり増加しております。そちらに伴いまして、山岳公衆トイレのし尿処理用のタンク、こちらを下ろす必要があるわけですけれども、こちらのタンクの数が増加をいたしておりまして、当初予定していた荷下ろし空輸回数、こちらあるわけなのですが、この回数を超過したことによりましてヘリ飛行費用が増額となったところでございます。物価上昇に伴いまして、ヘリの空輸費自体も上がっているということでもありますので、こういった金額の補正をお願いしたいということになりました。よろしくお願いたします。

委員長（渋谷 敏君） 2 番、伊原ひとみ委員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。いろんな理由が重なっての増額ということは理解いたしました。ただ、当初予算が600万円でございます。昨年度、令和6年度の決算額が843万7,000円でございます。今回600万円プラス補正に上がってきた246万円足しますと、昨年度の決算額ぐらいの金額になるかと思えます。そうしますと、毎年このぐらいはかかるのかなというふうに、当初で見込めなかったのかなというふうに、昨年度分の決算は今年の9月に出たわけですので、予算出す時点でそこまではというふうにお答えになられるかもしれませんけれども、このぐらになりそうだなというのは、やはり1月、2月、3月の時点で分かるのかなと思えます。予算を組む時点で少し増額できなかったのかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今委員おっしゃいましたとおおり、前年度の実績からすると、当初は600万円でありましたけれども、そちらで当然賄えないであろうという感じのお話もありましたけれども、やはりこちらとしましても実績の数字なんか見えておりますし、実際のところ当初ではもっと多い金額を、実績に近いような数字といいたいでしょうか、そういったもので要求をさせていただいておりましたけれども、やはり様々な事情もありまして、

当初予算の中では前年度と同額の数字でお示しをいただきまして、最終的な実績が見えた段階で補正対応とさせていただくことでお話を進めてきておりますので、今回このような形となったものでございます。

委員長（渋谷 敏君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。この事業に限らず、当初で全部組めないというのは、いろんな事情も含めてあるのだろうなというふうなことは理解できます。でも、理想としては、やはり当初で見込めるものは当初で計上してほしいなという、そういうふうに、それが望ましいなということだけ一言添えておきたいと思います。

あと、概要書のほうの説明の中で、空輪回数増による運搬委託料不足分というふうに説明ありました。先ほどの説明の中にも確かに回数が増えたとか、燃料費が増えたというのも一因としてあったかと思いますが、今のまたその説明でいいますと、当初の予算には全部組めないからというご説明もございました。だとすると、すみません、言葉尻を捉えて悪いですが、運搬料不足分ではなくて、例えば前期運輸分とか、今回補正で上げる分は後期回送分運搬料とか、その説明の仕方が少し……説明文の内容を少し変えたほうが私たちの理解もしやすかったのかなというふうに思うのですが、その辺説明文の配慮の仕方というかは今後いかがお考えでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

説明文の記載の仕方についてということでご意見いただきました。当然のことながら、皆様から分かりやすいといいましょうか、理解をしていただけるような書き方をする必要はあるなどは思っておりますので、今後ちょっとどういった形でお示しをすればいいかというのは改めて検討した上で対応してまいりたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。では、その件もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、総務のほうにお聞きしたいと思います。15ページの9款消費費、1項消費費、5目災害対策費、18節負担金補助及び交付金の項目の中に自主防災会活動助成金100万円とございます。概要書のほうには、自主防災会活動助成金20万円掛ける5集落というふうに記載されておりました。具体的に集落名があまり公表できなければ、そこはあれですけれども、どちらのほうの集落に利用する、防災活動の内容のほうを具体的に教えていただきたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

自主防災会活動助成金ということで今回100万円上げさせていただいたのですが、これにつきましては自主防災会活動助成金の申請件数が増えたことによる増額分ということで資機材等助成金になります。5集落についてなのですが、既に補助金の申込みの申請をとるか、申込みの要望をいただいております。まず吹浦地区3集落、あとほかの地区が2集落ということで、吹浦地区については布倉集落、あと女鹿集落、小野曾集落ということになっておまして、ほかの集落は北目集落、駅前一区集落ということになっております。それとあと、申請の内訳としては消防用のホースと、あとホース収納箱というのが各それぞれの集落にあるわけなのですが、その更新ということで、その購入ということになりま

す。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。そうしますと、この5集落は全てホースとか収納箱の更新ということで理解しました。当初予算は207万3,000円で、前回9月補正でも60万円ほど上がっております。今回財源としまして、歳入のほうにふるさと基金繰入金から出ているというふうな記載もありましたが、これは100%基金から出ているものでよかったですでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

ふるさと基金繰入金、今回350万円ほど増額補正させていただいているのですけれども、この自主防災会活動推進事業のほうには11万2,000円だけ充当させていただいているものでございます。この充当先については、ほかにもいろいろあるのですけれども、これはこちらのほうの裁量によるものでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。全額ふるさと基金かと思いましたが、11万2,000円、了解しました。そうしますと、9月、12月と補正で上がってきました。今回こういう支援があるのだよというのをどこの集落も周知すれば、うちうちもときっと手が挙がってくるのではないかと推測いたします。だとしますと、今年度またうちの集落も手が挙がる可能性もあるかと思いますが、今年度またこの自主防災会活動助成金申請があったときは受理するのかどうかだけちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、前回の9月補正予算でも上限20万円の3集落分、60万円補正させていただきました。そのときのちょっと見込みが甘かったということも言えるのですけれども、今回また改めて補正させていただくという形になったわけなのですけれども、またということも、また申請来る可能性も当然あるわけで、それにつきましては今年度というよりも、来年度以降にまず検討させていただこうかなというふうに今の段階では考えております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 2番、伊原ひとみ委員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。こういう制度があるととてもいいなというふうに、まだ周知していない集落もあるかと思いますが、吹浦地区のほうはよく周知されているようで、たくさん申請されているようですけれども、ほかの集落もきっとあるかと思いますが、来年度以降のことになるかと思いますが、そういう申請ありましたらぜひ受付ないしまた予算が足りなくてということにならないような当初の予算での配分よろしくお伺いしたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

委員長（渋谷 敏君） これで2番、伊原ひとみ委員の質疑は終了いたします。

3番、駒井江美子委員。

3 番（駒井江美子君） では、私からも質疑させていただきます。

ではまず、まだお声を聞いていない町民課長のお声を聞きたいと思ひまして、質疑させていただきたいと思ひます。町民課というのは、戸籍住民基本台帳費の部分だけかと思ひたのですけれども、先ほど総務に確認しましたら、その上のシステム改修委託料も実は町民課さんのものだということでしたので、総務費ですけれども、この電子計算費、12委託料のシステム改修委託料の中身から教えてください。

委員長（渋谷 敏君） 土門町民課長。

町民課長兼会計管理者（土門良則君） お答えいたします。

ページでいうと10ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目の電子計算費、12節の委託料83万6,000円のお尋ねでございます。これにつきましては、今軽自動車のワンストップサービスというのがあるのですが、そのワンストップサービスというのは何かといいますと、自動車を保有するために必要な各種の手続、軽自動車でいうと申請、申告納付、これがパソコンからインターネットで行うことができるサービス、これをワンストップサービスの頭文字OSSというのがありまして、これが24時間365日利用可能なのですが、今このシステム改修をすることによって軽自動車の軽2輪の新車の新規検査、記載事項変更、一時抹消のデータ、こういうのも取り込めるようになる改修をするということでございます。基幹システムを使う関係がありまして、いわゆるICTのほうの予算ということになっております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。では、ワンストップで、これは利用者の方ができるようになるのに町のシステムを対応するということになりますでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 土門町民課長。

町民課長兼会計管理者（土門良則君） おっしゃるとおりです。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3 番（駒井江美子君） では、そのシステム改修に83万6,000円かかるということで、これはいつから、もうこれからすぐ運用……今利用者の方は利用されていて、それに町がいつから対応になるのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 土門町民課長。

町民課長兼会計管理者（土門良則君） お答えいたします。

制度改正の実施時期は、令和8年の4月1日からということになっております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3 番（駒井江美子君） では、かなり前もっての準備ということで、スムーズに運用が開始されるように願っています。

では次に、10ページの3項戸籍住民基本台帳費、1戸籍住民基本台帳費の12委託料、戸籍総合システム改修委託料についてお聞きします。これは、概要書を見ますと共同親権の記載のためというようなことがあったのですけれども、詳しくお聞きします。

委員長（渋谷 敏君） 土門町民課長。

町民課長兼会計管理者（土門良則君） お答え申し上げます。

現在の法律でいいますと、離婚後の親権につきましては、父または母のどちらか一方を指定するという単独親権に限られておるのですが、改正法になりますと現行法の単独親権に加えまして共同親権も選択できる形になり、そのシステムに共同親権という機能を追加する、そういうふうな改修であります。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。では、国の制度が変わるから、それに合わせて変えるということでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 土門町民課長。

町民課長兼会計管理者（土門良則君） これが令和8年4月1日から変わるということですので、今令和7年度中に改修をするということでございます。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。では、国の制度で変えるなら、国から何かしらの負担というか、補助金みたいなのはあるのでしょうか。今回の補正予算にはちょっと見当たらない感じだったので。

委員長（渋谷 敏君） 土門町民課長。

町民課長兼会計管理者（土門良則君） この改修に関しては、国からの補助といたしますか、それは連絡が来ておりません。実際この法律、改正法が令和7年10月1日の閣議決定で決まったものでありまして、もしかするとこれから来るのかもしれないし、来ないかもしれない。ただ、今のところ、国からの補助的なそういう連絡は来ておりませんので、今のところは歳出の予算のみということになります。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。何とも言い難い感じですけども、仕事が増えて、お金も町はかけるけれどもという感じの状況だと思うんですけども、それはまだ連絡がないということは、どうにかなりませんかみたいな問合せみたいなことはこれからするとか、そういうものは普通しないのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 土門町民課長。

町民課長兼会計管理者（土門良則君） いわゆる国の改正事項によって、様式とか、そういったシステム改修があるわけなので、今委員おっしゃるとおり、そういうものがあってしかるべきだと底辺の人間は思うんですけども、上のほうはどう考えているかというのもあるのですが、考えられることとして常にシステム改修のときに国から歳入の部分があるかということ、ないものももちろん今までもありました。考えられることとして、根本的な改修作業が必要なときとか、そういう場合はやっぱり国も面倒見ないといけないのではないかというふうなところ、そういうのがあるかとは思いますが、例えば軽微な変更であったりとか、そういうものである場合はそれぞれの市町村の負担でやりなさいというふうなところも、今までにもそのようにしてあったかと思えます。ですので、その辺事あるごとに下のほうからできるだけちゃんと手当てしてくださいねということは、それぞれの会議があった場合なんかでも申し上げてはおりますけれども、必ずしもそれが通るかどうかというのはまた別の話でありますので、そういったことでお考えいただければと思います。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。いろいろな何かそういう国からの制限を抱えながら仕事をしていただいているということで、ありがとうございます。ただ、軽微なシステム改修に300万円もかかるのですかというちょっと素朴な疑問はあるのですが、ここは町が負担、町が国の補助がないですよという見込みならばもうちょっと安くなる方法を考えると、そういうことをした上での300万円の委託料なのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 土門町民課長。

町民課長兼会計管理者（土門良則君） お答えいたします。

この300万円の大本というのは、戸籍のシステムをお願いしている会社のほうに見積りを取って、それを基礎として予算化ということになるわけですが、うちの町の戸籍を担当している業者さんがあります。この業者さんは、うちだけではなくて、酒田市とか最上町、寒河江、鮭川、そういったところも同じように担当している業者さんになるわけですが、その業者さんしか頼めない業務であります。その市町村とも連絡を取り合いながら、そっち幾らでしたとか、そういう情報交換もしながら仕事をするわけですが、やはり見積りの中身というのは総合的な対応のパッケージ、そういったものが決まっているというか、業者さんそのものが持っているノウハウもそうですし、作業自体のノウハウももちろんあるでしょう。そういったものでなかなか単価を下げてくださいとか、そういったものが言いづらいといいますが、根拠となるものが、私どもになかなか相手を説得するそういうものが少ないといいますが、そういったこともあってこの値段でお願いせざるを得ないと、そういった状況があるから、このような金額になるということでご理解いただければと思います。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。戸籍のことですので、信頼できる業者さんをお願いするという、その付き合いのある業者さんをお願いするというのも理解できますし、何か事情は分かりますが、何とも腑に落ちない委託料だなと思って、町民課さんへの質疑は終わります。

では次に、総務課さんにお聞きします。先ほど聞かなかったのですけれども、5ページの地方債補正というページがありまして、限度額が引き上げられたというページもあるので、これは防災基盤整備事業の起債の限度額を引き上げたのですけれども、何かそういう目的があるから、この限度額を引き上げたのでしょうか。それとも、これは手続上の問題で、そんなに何か触れるほどのことというか、説明するほどのことでもないのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 5ページの地方債補正ということでございまして、これ補正前の額3,140万円と、補正後の限度額が3,350万円と、その差額210万円ということでもありますけれども、これは9ページのほうに防災基盤整備事業債というのがありまして、その分の210万円ということになります。それで、これは15ページのほうに防災行政無線維持管理費負担金215万5,000円ということで、ここがまず充当先になるわけなのですけれども、この分が増えたことにより今回210万円だけ増やしたということでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。防災無線を買うのに、この防災基盤整備事業の起債の

限度額を上げて、そこから借りて支払ったという理解をしました。今回の補正予算のぱっと見というか、見ていくと、結構一般財源を減額して、特定財源への振替をして何か支出しているところが多いなと思ったのですけれども、その点はどのようなお考えでしょうか、総務課長。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 一般財源をなるべくなくして、起債等を含めて、補助金なんかも含めて、特定財源を充てられるものは充てていくと、できる限りそういうふうを考えながらやっておりますので、なるべく一般財源を減らそうという、そういった考え方、特定財源を何とか充てられるものは充てていこうという考え方の下で行っているから、そうなるのだと認識しております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。そうすると、えっ、財政って大丈夫なのですかというような感想を持つ方もいるかと思うのですけれども、その点はいかがででしょうか、総務課長。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） そのような形で、まず特定財源をなるべく活用しながらということで、あと今財政大丈夫なのかというような話ありますけれども、一番懸念されるのが財政調整基金、それが例年に比べてかなり使わざるを得ない状況、結局一般財源がそれだけかかっているということもあるので、やっぱり去年の大雨災害があった関係で、国のほうでは当然災害救助法とか、そういったものに基づいて、あと激甚災害の関係でもかさ上げしていただいたりして、大変その辺ではすごく財政的にはありがたい話なのですけれども、少なからず町の持ち出し分といいますか、やっぱり大雨災害の影響でそういうものが少なからずあったものですから、その影響が財政調整基金のほうに来ているのかなというふうな感じでは考えています。まず、単年度収支とかマイナスになっている部分はあるわけなのですけれども、経常収支比率はまずそれほど悪くない状況ですし、そういったことも含めて数値的には全体的に見てそれほど悪くない状況もありますので、まず大丈夫なように運用していかなければいけないのかなと考えております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3番（駒井江美子君） 大雨災害の原因もありまして厳しい懐事情だということを理解して、その中でやりくりして何とかやっていただけということで、ぜひどうぞよろしく願いいたします。

それで続いて、8ページの歳入の地方交付税に移ります。財政に関わることなのですが、今回1,380万円で、概要書を見ますと留保額はゼロということで、今後の3月補正では地方交付税の収入の見込みはゼロという理解でしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 普通交付税についてなのですけれども、まず交付確定額が32億1,548万7,000円と。そこから当初予算額と、あと既決補正額、あと今回補正額の1,380万円を差し引くと、残りの留保額がゼロ円ということになってしまって、3月補正のときはないのかというようなお話でございますけれども、例年これからもしかしたら追加交付、例年普通交付税の追加交付があったりもするので、それもある意味

期待できなくはないのですけれども、今の段階ではまず留保額ゼロ円ということで、3月補正もそれに基
づいて対応していかなければいけないのかなとは考えております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。まさに今これから聞こうと思ったのですけれども、今
国会で去年みたいに1月以降に入ってくるお金がある見込みはありますかと聞こうと思っていたのですけ
れども、まだそれは確定はしていないということで理解しました。では、3月補正の財源というのは、や
はり財政の基金を取り崩すような形に見込めない場合はなるのかということをお聞きします。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 3月補正の予算の組み方といいますか、あと例年……当然財政調整基金なんか
も頼りにしなければいけない部分はあるのだと思いますけれども、あとそれぞれの課において不用額とい
うか、そういうものも出てきますので、そういった不用額の部分で減額になる部分なんかも出てきたりし
て、あとそれぞれ国からのいろんな補助金なんかも確定してくるような感じにもなりますので、そういっ
たことも含めて総合的に3月補正考えていきたいと思います。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 3番、駒井江美子委員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。厳しい財政状況ということで、その中でもやっていか
なければいけないことはやっていかなければいけないと思いますので、ぜひ優先順位などをつけてやって
いただけたらと思います。先ほど伊原委員からもありましたけれども、当初予算で全部組めるのが理想
ですよという話もありましたので、その点も気をつけて来年度の予算はお願いしたいなと思ひまして、
質疑を終わります。

委員長（渋谷 敏君） これで3番、駒井江美子委員の質疑は終了いたします。

4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） それでは、私のほうからも質疑をさせていただきます。所管につきましては、産
業課、地域生活課、教育課という形になろうかと思ひます。ページを迫いまして私のほうからは質疑をさ
せていただきます。

まず最初に、12ページ、歳出になりますけれども、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、12節
委託料、先ほど1番委員からも質疑がございました設計監理委託料22万円についてでございます。詳細に
つきましては、道の駅に新たに再エネ設備を整えたいということに対しましての設計監理の委託料という
ことで詳細はお聞きしたところでございました。私としては、今の補正に何で上がってきたのかなという
形で思っておったのですが、来年度以降いわゆる国等の補助金がもし可能なのであればそれを利用したい
というようなお話がございましたので、前倒しで今上がってきたのかなということで理解をさせていただ
いたところではございました。

関連しまして、2つほどちょっとお聞きしたいのですが、構想としまして道の駅のほうに新たにつける
再エネ設備ということで、これから具体的に設計監理のほうが進んでいくのだと思うのですけれども、そ
の再エネ設備で発電された電力というのでしょうか、こういったものについてはいわゆる自家消費を考え

ていらっしゃるような設備をお考えなのか、あと売電ということはないのかなという感じでは思うのですが、その辺りもし今の段階でお分かりになればお聞きしたいのと、今回補正予算が通った中で具体的に設計の委託等を行っていった場合、その全体像というのでしょうか、設計については大体どのぐらいのタイミングで形が見えてくるということでの理解をすればよろしいのか、その2点だけお聞きいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答え申し上げます。

今自家消費、売電というところといつまでというところではありますが、先ほど1番委員のほうにもお答えしたとおり、まだこれから詳細を検討する段階であります。基本的には、売電ということではなくて、自家消費に向けた形になるかとは思っておりますが、あとは今回の補正、この時期の補正でありますので、あくまで来年度もし国の補助金に向かえるようであれば来年度早々向かうということになりますので、概要的なところは、いわゆる構想的な、こんな形でというのは年度末までに完成させるというイメージであります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。一応その設備がどのぐらいの規模になるかということとは分からないのですが、やはりできる限り国の補助があるのだとすればそちらを利用していただいて、なるべく町の負担を少なくしていただくような形で進めていただければよろしいのかなというふうに感じていたところでございました。

続きまして、13ページ目のほうに参りたいと思います。3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、ここの部分の中にはこれまでも一番心配していました熊の対策の費用であったり、今回補正予算として上がってきたのかなということで、なかなかいろいろと猟友会の方にも出動いただいているというようなお話もありましたので、やっと上がってきてよかったなというふうに感じていたところでございます。その中から私のほうとしましては、説明のほうの上から2つ目、鳥獣被害防止対策協議会補助金ということで80万6,000円の計上がございます。概要書から読み解きますと、これは熊の捕獲用のおり4基というような形で見させていただいたところであったのですけれども、こちらについてお聞きしたいと思います。なかなかこの熊の被害というのは、遊佐町だけでなく全国的に問題になっているわけなのですけれども、一説にはおりを注文してもなかなか1か月来ないなんていうようなお話も聞こえてきているようなのですけれども、そのおりの発注に関しまして今回補正通るわけなのですが、1か月後に入るとかということではなくて、今もう冬になっているのですけれども、すぐに使用できるような形での納入というのでしょうか、納めていただけるようなスケジュール感、そういったものができているのでしょうか。その点についてまずお聞きします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

ただいまのご質問、鳥獣被害防止対策協議会補助金というところの項目になります。内容は、今委員おっしゃられたとおり、わなの購入ということで、新たにわなを4基購入という内容であります。10月に

入りまして非常に熊の出没がもう連日というようなところございました。その関係で、協議会のほうで立て替えるような形でわな4基購入をさせていただいたところで、既に購入をさせていただきました。実施済みの補正ということで申し訳なく思いますが、今回このわなの購入費については協議会が所有するという形になりますので、その購入費を協議会のほうに補助するという形を取らせていただきます。わなにつきましてですが、これまで本町では町でわなを直接備品として持っているものはございません。これまで、猟友会のお知り合いの方といますか、町内の方ではわなを製造できるといますか、鉄工所さんですとかで造っていただいたというふうに伺っております。そんな中で、今年イノシシのわなも含めて全部で7基夏場以降は常時かけていたというところではありますが、先ほどお話ししましたように、10月になって非常に出没が多くなったということで、やはりもっとわなを準備する必要があるというようなところで購入をさせていただいたところでありました。最初の4基購入のうち2基については九州のメーカー、事業者さんでしたが、春先からカタログ等で営業がありましたので、伺ってみたところ、1週間以内で納品できるというところがそこ……ほかの事業所もあるのですが、伺ったところありましたので、まずそこをお願いして1週間以内で2基を購入、出没がまだまだやはり多いということでさらに追加を検討しまして、そちらについては3週間ほどかかりましたが、購入をして、現在町内には11基わなが仕掛けてある状況となっております。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。わなの所有というところで、町の所有なのかなというところもありましたので、そこもご説明いただきましてありがとうございます。協議会に対しての補助金ということで、先に動いていただいたということは非常にありがたいなというところで思っていたところです。答弁を求めるわけではないですが、先ほど10月以降毎日のように出没ということで、これは町民の皆さんも非常に気にしているところではございました。熊の出没の目撃情報というのは、町のほうから例えば公式LINEを通じて入ってくるケースはあるのですけれども、やっぱり一番心配なのは、具体的に捕まったのか、捕まっていないのかというところを町民の皆さんは一番心配しているようでございます。なかなかいろんなニュースを見ますと、駆除という言葉を使うからか、熊に対しての捕まえたことに対しての電話であったりとか、メールであったりとか、そういったものもあるということで、なかなか公表できない部分が多いのかなということで私個人的には理解はしていますが、ただ町民の皆さんにとってはやっぱり捕まったのか、捕まっていないのか、そこが非常に話題になっているということをご理解いただければよろしいかなというふうに思います。

続きまして、同じく13ページ目になります。3目農業振興費、26節公課費、下の部分になりますけれども、7,000円の計上。説明としましては、自動車重量税ということで計上があるようでございます。金額が大きいとか小さいということではなくて、まず今回この7,000円の補正が計上された理由につきましてお聞きいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答え申し上げます。

今回のこちらの農業振興費の公課費7,000円、加えましてこれに関連しまして11節役務費の手数料、保険

料にも関連をしているところではありますが、産業課で所有する公用車の経費ということになります。令和6年度に公用車を1台更新をして、購入をさせていただきました。当初、次の車検の費用ということになりますけれども、2年後ということで想定をしていたのですが……3年後ですね。通常であれば、新しい車は3年後ですが、4ナンバーということで毎年車検だということが今年度になってから分かりまして、当初予算で要は確認漏れといいますか、計上漏れということで今回計上させてもらったものであります。大変申し訳なく思っております。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。付随して、手数料のほうもご説明いただいたということありがとうございます。率直に思いまして、この7,000円の計上、今手数料の部分で1万6,000円になるのでしょうか、ちょっとご説明いただいたのですが、意外に決算になりましたときに不用額って結構出てくるものですから、少し幅を持たせた感じでの予算計上って今までもなっているのかなと思っていたところを、ほかの項目もそうなのですが、7,000円であっても補正予算に上がってきたということがあって、少し決算の際の不用額の大きさと通常の補正で上がってくるその数字の小ささのギャップに驚いたということで、少し事情をお聞きしたところでございました。

続きまして、13ページ目、2項林業費、1目林業振興費、12節委託料3,700万円の計上。先ほど1番委員からもございました松くい虫の防除委託料ということでご答弁いただきましたので、詳細につきましては一通り理解をした上でお聞きをいたします。昨年度の決算、令和6年度の実績としましては9,200万円ほど計上がございまして、今年度、先ほど3,700万円の計上ということで、私が当初予算から防除の委託料を見ましたところ、3,016万5,000円の計上かなと思って見ておったのですけれども、町単独でちょっと金額が違うのか、今回の補正3,700万円につきましては恐らく町単独の負担かなと思うのですけれども、少しその点だけ整理させていただいてよろしいでしょうか、お聞きいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

松くい虫防除委託料、予算書の中ではいわゆる事項別明細書のところではありますが、松くい虫防除委託料ということで1本になっておりますが、その内訳としましては毎年行っているものとして薬剤散布、今年度でいうと当初予算の計上では1,620万円、そのほかに町単独の伐倒処理、国の補助を受ける伐倒処理の予算、保全松林健全化整備事業、いわゆる衛生伐と言われるものですが、あとは樹幹注入の予算、そういうものが全て松くい虫防除委託料というところに含まれているということでもあります。今回の3,700万円につきましては、今委員もおっしゃられるとおり、町単独の伐倒処理の補正の予算の計上ということでございます。よろしく申し上げます。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。今回の補正につきましては、町単独ということで理解をいたしました。例年よりもちょっと予算計上が少ないのかなというふうな形では思いましたが、先ほどご答弁いただきましたとおり、少し町の方向性としても、これまで大分大きな出費をしまして頑張ってきた

というところではあるのですが、少し方向性が国、県との連携を見ますと変わってきたのかなということ
で理解をしたところでした。ただ、やっぱり気になりますのは、遊佐町でここまで頑張ってきた
ということではあるのですが、例えば酒田であったり、鶴岡であったり、そういったところとの今のとこ
ろの連携状況というのでしょうか、そういったところについて少しお話をお聞きできればなというふう
に思うのですが。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答え申し上げます。

今回町のほうの補正予算、今おっしゃられるとおり、前年度に比べて大幅に……減額といっても大きい
金額ではございますが、前年に比べれば大幅に少ない補正予算額とさせていただいたところは先ほど1番、
遊佐委員の答弁でもお答えさせていただいたところでありまして、近隣、当然酒田市、鶴岡市とい
うこととなりますが、どちらの市でもやはり全量伐倒駆除はもう難しいだろうという判断、そこは県も含
めた形で情報交換、会議等々を何度か今までも重ねている状況であります。これまで酒田市、鶴岡市、遊
佐町もそうですが、メニューの中で国の補助を受けてというところ、酒田市さんはそこを大きく国の補助
を受けたメニューでやっていたのですが、そのメニューがあまりにも被害量が多いということで、今年度
酒田市と鶴岡市は受けられないという状況になっております。本町においても、実はまだそれが確定をし
ていませんで、1,500万円ほど見ている伐倒の予算ですが、もしかしたら今年の被害木を今調査しておりま
すけれども、その判断によってはその補助事業を使えないということも今考えられるところでありま
す。県から今言われていますのは、別のメニューで該当できるかもしれないというふうに言われておりま
すので、その際は若干追加でまた補正をするということはあるかもしれませんが、近隣市町村、県も含めた中
ではもう全量伐倒駆除は難しいという判断の中、先ほど言いましたいわゆる2次被害、こちらに国から支
援をいただきたいというところもありまして、先日も県知事のほうに要望をさせてもらったりという取組
はしているというような状況であります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。町単独の部分が非常に遊佐町は大きいということは私も
理解しておりまして、やっぱり近隣との連携がうまくいかないと、遊佐町だけ頑張ってもなかなか遊佐町
だけで解決できるものではないということを理解しておりますので、金額は少し去年より下がりましたが、
今後とも近隣の市町村と連携を取っていただきまして進めていただければというふうに思います。

続きまして、14ページ目となります。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び
交付金400万円の計上になります。説明としましては、遊佐町酒蔵原料米高騰支援事業補助金ということで、
過去を遡ってみましてもこの名称での補助金の計上というのがちょっと見当たらなかったように思いまし
て、恐らく今年度初めての事業かなというふうに思うのですが、詳細をお聞きいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答え申し上げます。

この事業につきましては、今委員おっしゃられるとおり、本町では初めて予算を計上させていただいた
ものでございます。酒米のみならずですが、米価の高騰を受けまして、酒米も当然上がっているというと

ところで、県では昨年度からこの酒米の購入の支援ということで準備をして、県のほうでは実施をしていたというようなところで、今年度も非常に昨年を上回る米価の高騰具合ということで、とても県の酒蔵さんが継続してお酒造りをできないというぐらいまで非常に厳しい状況だというようなところで、まずは今年8月に県の酒造組合さんと町の2つの酒蔵さんが町のほうにも要望、県の補助以外に町としても補助をお願いしたいというような要望があったところでもあります。8月に要望がありましたが、内容の検討ですとか等ありましたので、9月補正は時期も過ぎていたということもありまして、それから検討も進めてまいりました。そういう中で、今回県の動向、それから他市町、近隣市町の動向も踏まえて、町としてこの補助金の制度をつくったということで、今予算を計上させてもらったところでもあります。

内容につきましては、県のほうの補助金はあくまでもいわゆる酒造用の県産米に対しての補助ということで、本町の両酒蔵さんについては当然県産米を使っておりますけれども、県の好適米以外のお酒の米、かなりいろんな種類使っております。さらに、加工用米もかなり使っているというところで、そういうところもありますので、そこに限定したものではあります、町としては今回、昨年の購入費、いわゆる酒米の購入費と今年購入費の差額を、さらに県の補助金を差し引いた残りの3分の2ということで補助をするという要綱を今ほぼ詰めている段階ですけれども、つくっているところでもあります。それでも、県の補助を受けても両酒蔵では1,000万円ぐらいの差があるというようなところであるのですが、さすがに全額町が補助するということでも厳しいということもありますので、町の財政事情、近隣の市町の補助と大体並ぶような形での内容で今回計上して、上限200万円ということでの2酒蔵の400万円を計上させていただいたところでもあります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。米の価格の高騰というのは、やはり今回の定例会の中でもいろんな質疑の中でもありました。ふるさと納税に影響が出てきたりだとか、第1次産業ということで遊佐町にとってはいい部分がある反面、やっぱりこういった影響が出てくるのだなということで理解はしたところでもございました。特に酒米なんかですと、常にどこでも作っているものということではないので、なおさら価格の高騰というのは大きいのかなということでお聞きはしていました。山形県の場合だと、基本的に酒蔵で品評会での金賞を取られているところというのは山形県は非常に多いので、やっぱり町の産業としてできる限り、こういった緊急事態と言っているのでしょうか、そういったことに対しましては迅速に対応いただければなということで思ったところでもございました。

続きまして、14ページ目になります。4目企画開発費、18節負担金補助及び交付金、マイナスの3,000万円、減額の補正でございます。説明につきましては、用地取得助成金、これにつきましては当初上げた予算が減額の補正ということなので、年度が後ろにずれたのか、事業自体がなくなったのか、そういったことでの減額ということなのだと思うのですけれども、いろいろと調べてみますと恐らく遊佐町企業立地促進条例、こちらの用地取得価格の30%で上限3,000万円まで助成しますよというものに該当するものかなと思うのですが、詳細をお聞きいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

用地取得助成金の減額、制度の内容については今委員おっしゃられる条例に基づいた助成金というふうになります。鳥海南工業団地に現在建築を進めています企業さんへの助成を想定して、7年度予算のほうに計上させていただいておりました。7年度以内に完成して操業するのではないかというふうに想定をしておりましたが、企業さん側の事情で着工が少し遅れたということで、現在工事を進めているところでありますが、年度内では見込めないといえますか、来年度、令和8年の夏頃に完成をして操業を開始するというふうに伺いましたので、今年度の予算からは皆減ということで、改めて令和8年度当初予算のほうに計上させていただくということになります。よろしくお願いたします。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。そうしますと、年度が7年度から8年度に移ったということで、事業自体がなくなったものではないということで理解をさせていただきました。先ほど条例のお話の中で申し上げましたけれども、取得用地の30%、上限3,000万円ということになりますので、基本的にはその取得費用は1億円以上になってくるのだらうなということで理解をしたところででした。

もう一つとして、この予算が後ろにずれるということは理解はしたのですけれども、遊佐町企業奨励条例に基づく奨励金、いわゆる償却資産も取得した中でお返しするというような町単独の事業もあるので、これにも今後連動してくるということで理解をしてよろしいでしょうか。その点だけお聞きします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答え申し上げます。

今委員おっしゃられるとおり、遊佐町企業奨励条例、奨励金に該当するものであります。大きいところで建物の固定資産税並びに償却資産というふうになりますが、完成が来年度、8年度中ということになりますので、実際課税になるのが9年度からということになりますので、奨励金の開始については令和9年度が開始というふうに見込んでいます。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。金額的なものというのは、この2つの奨励金含めて非常に大きい金額になりますので、額だけ見ると非常に予算編成心配になってはくるのですけれども、町内にこういった企業さんが来ていただけるということでの助成金、補助金という形になりますので、財源を見つつ進めていただきたいなということで思います。

続きまして、教育課になります。16ページになります。5項保健体育費、3目社会体育施設費、12節委託料、説明といたしまして空き校舎施設管理委託料ということで68万円の計上になります。空き校舎ということでしたが、企画課での説明がございませんでしたので、恐らく教育課の所管かと思いますが、詳細をまずお聞きいたします。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの補正予算68万円につきましては、旧蕨岡小学校の体育館の西側にある木なのですけれども、こ

ちらのほうの支障木の撤去費用ということになっております。こちら体育館の西側にある木なのですけれども、葉っぱが隣接する田んぼとかに落ちていると。ちらのほうでも日々教育委員会所属の用務員により管理しているわけなのですけれども、そういった撤去などもしているというようなところで、それから体育館側のほうにも枝が伸びて、今枝折れとか、そういったところでかなり管理が大変になっていると。それから、かなり樹齢が古くなっておりまして、倒木、それから枝折れ等による建物への影響も懸念されるというようなところで、今回ちょっと伐採の相談を業者等としておりまして、今回補正予算を計上して伐採処理をしたいというようなことで計上しております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。旧蕨岡小学校の体育館の西側ということでお聞きをしました。あそこ木々は確かに大分古いということで、数年前にも大きく倒木というか、建物に寄りかかったというふうに、折れたこともあったというふうに記憶をしております。非常に危険だろうなというふうには思っていたので、今回伐採の補正予算を計上いただいたことにつきましては非常にありがたく思っているところではございますが、あそこ木を伐採した場合、体育館に対しまして隣が田んぼということもございまして、非常に今度強い風が建物そのものに向かってくるのではないかなというふうに思っておるところではあるのですが、例えば木を伐採した後、新たに植樹をするだとか、もしくは防風、防雪柵というのでしょうか、これから冬に向かっていくわけですが、そういった対策も何か現状のところお考えになられている部分というのはあるのでしょうか、お聞きいたします。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

当然今までこの木があることによって、様々な風雪の被害とか、もしくは西日を遮ると、そういった役割も果たしてきたのかなというふうに思います。この木がなくなる影響ということで、ちょっとこれから建物の状況を注視しながら、どんな対応が必要なのか、その辺は十分検討していきたいというふうに思っておりますし、今お話にありました防風柵とか、防風ネットであるとか、もしくは耐候性の強い塗装等が必要なのかとか、いろいろ考えられることはありますけれども、ちょっとその辺は今後の経過を見守りながら、何か対応が必要なのかどうか、その辺はしっかり見ていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。ぜひあその部分に関しましては非常に風が強いところですので、今後対応いただけるとありがたいなというふうに思っております。

最後になります。地域生活課のほうに上水道特別会計につきましてお聞きをしたいと思います。先ほど1番委員のほうからもお話ございましたので、資金的支出と修繕費につきましては先ほどの答弁で不明な点は理解できましたので、そこにつきましては省略をさせていただきます、私のほうからは、営業外費用ということで支出のほうで63万円のいわゆる支払利息の補正計上がございました。こちらにつきまして、今回の補正で利息が増えたということなんでしょうか。63万円増えたものに関しての詳細をお聞きしたいと思います。利率が上がっての返済の利息が上がったのか、当初の見込みから上がったことに対しての理

由をお聞きできればと思います。

委員長（渋谷 敏君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

企業債利息63万円の増額補正という内容でございますが、昨年度、令和6年度、平津配水池の緊急遮断弁の設置工事というものを行ってございます。その際、企業債を起債したわけですけれども、その償還金の利息の分、この利率が委員もご承知のとおり、昨今借りるにせよ、貸すにせよといいますが、いろいろな利率が上がっておりまして、この企業債の利息に関しても率が上がってございます。昔ですと0.6とかという時代もございましたけれども、昨年度企業債を借りた際には利率2.1%ということでもございました。当初の見込みよりも利率が大きかったものですから、そこで見込み違いということで不足が生じたという内容でございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 4番、今野博義委員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。まさに財政の関係だったものですから、利率についてちょっとお聞きできないだろうなと思っていたので、今2.1%と聞いて非常にやっぱり上がっているのだろうなということは理解をいたしました。6ページのキャッシュフローの計算書を見ますと、大体償還について1年間の予定としては6,990万円ぐらいということで計上しているようです。先ほどの利息も含めて、補正の額含めると利息で1,246万円ぐらいということの金額になるようです。非常に大きい金額だなと思って見ていましたので、今後厳しい財政なので、修繕計画、全国的にも水道設備なんか老朽化なんていう話もあるので、計画的に進めていただきたいなということをお願いしまして、私の質疑を終了します。

委員長（渋谷 敏君） これで4番、今野博義委員の質疑は終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分）

休

憩

委員長（渋谷 敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（渋谷 敏君） 直ちに審査に入ります。

6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） それでは、私のほうからも幾つかお聞きをしたいと思います。よろしくお聞きします。

まず、事項別明細書の11ページです。町民課のほうにまずちょっとお聞きをいたします。1項社会福祉費の2目国民年金費で委託料44万円ということでシステム改修、1つ詳細、聞き逃れというふうに認識をしておるのですが、44万円ということでシステム改修についてはさほどの金額ではないなという率直な印象なのですけれども、ちょっとその詳細をお聞きいたします。

委員長（渋谷 敏君） 土門町民課長。

町民課長兼会計管理者（土門良則君） それでは、お答え申し上げます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目国民年金費の12節委託料、この件の44万円の減でございますが、これは令和7年度税制改正による国民年金の事務システムの改修経費でございます。委員も記憶に新しいと思いますが、今年、令和7年6月の定例会で議第48号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定ということで、特定親族の特別控除というものが創設をされました。これが令和8年の1月1日から施行ということになるわけですが、概要を申し上げますと19歳から22歳の大学生年代の子供たちの合計所得金額が85万円、給与収入でいいますと大体150万円までは、親等が特定扶養控除というものができましたので、63万円の所得控除を受けることができると。今150万円の給与収入と言いましたが、それを超えても188万円の給与収入まで控除がいただけるというものが創設をされました。それに伴いまして、国民年金の事務システム、これに特定親族特別控除をシステムに追加するという、その改修費用がこの44万円というものでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 6 番、本間知広委員。

6 番（本間知広君） 了解しました。税制が変わって、システムも変えなければいけないということで了解いたしました。

続きまして、その下になります。2 項児童福祉費の1 目児童福祉総務費の12節委託料7 万円、施設管理委託料ということで、これ概要書でいうと児童遊園地管理費ということなのですけれども、これ何をやって足りなくなったのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

今回追加計上させていただいた内容といたしましては、蕨岡児童遊園地に係りますアメシロ防除作業委託でございます。8月に既に実施をさせていただいたところではございますけれども、既決の予算で対応しておりましたけれども、そちらのほうの補填という形で計上させていただいているものと、緊急対応をさせていただいたものとなっております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 6 番、本間知広委員。

6 番（本間知広君） アメシロということで了解いたしました。

その下です。負担金補助及び交付金3万4,000円、ゆざっ子エンゼルサポート事業費補助金ですけれども、幼稚園就園奨励事業ということだと思っておりますが、大体想像はつくかなというところなのですけれども、これも足りなくなったという認識なのですが、ちょっと詳細をよろしく願いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 初めに、ゆざっ子エンゼルサポート事業の概要的なものを少しご説明をさせていただきます。

目的といたしましては、保育所等を利用する保護者の負担軽減及び保育所等の安定した保育サービスの提供を図るため、副食費に関して補助するものでございまして、幼児教育、保育の無償化により、第3子以降の副食費が無償化されておりますけれども、1号認定では小学校3学年まで、2号認定では小学校就

学前としている国で定めた第3子の基準を町独自に18歳まで引き上げ、該当する児童の副食費を町で補填するものということで、町独自10分の10で実施しているものでございます。このたびこちらの補助金については、対象は民間の保育所となっているところがございますけれども、4月から9月までの実績とこれからの見込みを精査しましたところ、当初100万円で計上しておったところですが、不足分が発生するということでの追加の計上となっております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） 当初の100万円のちょっと足りないということでの3万4,000円の補正という説明でありましたけれども、これ大体町単でやっているということで、子育てしやすい町を目指してという一環であるということで認識をしておりますので、漏れがないというか、しっかり精査をしながら今後も対応していただきたいというふうに思います。

次、総務のほうにお聞きをいたします。明細書15ページになります。9款消防費です。1項消防費、2目消防施設費です。57万3,000円、修繕料ということで、消防施設維持補修費という説明だったと思いますけれども、これはポンプ小屋かなとか思ったりするのですがけれども、修繕の詳細をよろしくお願ひいたします。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

修繕料57万3,000円についてなのですが、これにつきましてはまず水上集落の消防ポンプ庫があるわけなのですが、そのシャッターの更新工事ということで、シャッターがさびて開きにくくなったということで、その修繕ということで30万円ということで、あとほかに可搬ポンプ、いわゆる人力で運搬できる小型ポンプがあるわけなのですが、その修繕、これは複数台あるのですが、それが27万3,000円ということで、合わせて57万3,000円の増額補正ということでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） これ消防施設維持ということだったので、可搬ポンプも入っていたというのはちょっとびっくりをしたところだったので、建物だけではなくて、そういうポンプなんかもこれに入るのだということで認識いたしました。それで、説明によるとポンプ小屋のシャッターと可搬ポンプの不具合というか、修繕ということでありました。まず、ポンプ小屋についてなのですが、これ例えば消防団で定期的に小屋を点検をすとか、そういう流れがあつてのそういった修繕なのかということ。あと、可搬ポンプについてもどういう形でそういう……私も消防団員だったので、あれなのですが、毎年1回性能検査があつて、そこで出たのかなというふうには想像したりするのですが、再度そこら辺ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

可搬ポンプの修繕、それぞれ可搬ポンプ不具合等出てくる場合もございますし、あと定期的に性能検査ということで、委員おっしゃるとおり、性能検査に基づいて、それぞれその検査結果によって不具合とか

見つかった場合修繕するというごさいます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） すみません。ポンプ小屋のほうはシャッターを直すということで、ポンプ小屋のほうはたまたまと言うとあれですけども、開けたらちょっと具合が悪かったのかということなのか、そういう不具合があったら出してくださいということで行政側から投げかけたものだったのかということろだけちょっとお願いします。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

シャッターについては、前々からずっと開きにくい状況が続いていた。あと、やっぱり緊急のときに、急に出なければいけないときシャッターが開かないでは困りますので、今回補正に上げさせていただいて修繕させていただくということで、そういうことごさいます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） 分かりました。水上の班のほうから不具合がありますよということで連絡があつて、修繕をするということで認識いたしました。

次が、私のほうからは最後ということになりますけれども、その下の下になります。委託料です。委託料の32万円。この廃棄物処分・運搬委託料、これ概要書だと消防施設整備事業ということなのですけれども、これちょっと内容、詳細をお願いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

廃棄物処分・運搬委託料ということで32万円計上させていただいているのですけれども、これにつきましては宿町の集落の、消防団でいうと第4分団の管轄になるわけなのですけれども、その解体したポンプ小屋……ポンプ小屋を解体したわけなのですけれども、そのときに発生しました物品の廃棄がございまして、その処分、運搬の委託料ということになります。物品廃棄したものについては、主に廃棄のプラスチック類、あとブラウン管テレビ、冷蔵庫など、そういった物品廃棄になります。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） 答弁に解体をしましたという話がありましたけれども、解体は当初予算でやったという認識でよろしかったですか。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 解体については、この廃棄の委託した業者さんとは違って、違う業者さんのほうに既決の予算でポンプ庫の解体はしております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） 了解しました。壊しましたと。壊したら捨てるものが出てきたので、それを消防

施設整備事業ということで対応を行ったということで了解いたしました。

それで、そのすぐ下に同じ金額で載っておりますけれども、これはある意味数字合わせ的なところがあったのかということで設計監理委託料、概要書でいくと災害対策施設整備事業から減額をしましたということになるのですけれども、これが上のほうに行ったのかということで、ちょっとそこら辺も説明をお願いできればと思います。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

その下の設計管理委託料、マイナス32万円ということでございますけれども、これにつきましてはこの予算というのが防災行政無線の設計監理委託料ということになるわけなのですけれども、そこに不用額が生じたものですから、ここの分を予算計上替えといいますか、その関係で上の32万円のほうに予算計上替えさせていただいたものでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 6番、本間知広委員。

6番（本間知広君） 了解しました。不用額ということでありまして、同じ金額でありましたので、不用額分からその分だけということなのかなということで勝手に認識をさせていただきます。

以上で私の質疑は終わりたいと思います。ありがとうございました。

委員長（渋谷 敏君） これで6番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） それでは、私のほうからも補正予算に対しましての質疑をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、事項別明細の4ページになります。第2表、債務負担行為補正ということで、追加ということで蕨岡まちづくりセンターの備品整備事業、期間が令和8年度、限度額が700万円という形で上がっておりますけれども、まずはこの内容と、もしお願いできれば工事の着工の模様など分かるようであれば、ご説明をいただければと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをしたいと思います。

債務負担行為補正の設定、追加ということでお願いになりますけれども、こちら蕨岡まちづくりセンターの備品整備事業といたしましての700万円を限度額とする設定でございます。こちらの700万円につきましては、現在蕨岡まちづくりセンターの改築事業進展しておるわけではありますけれども、そちらが完成した暁に新たに備品等を納入するための予算ということで計上をお願いしたいというものになります。工事の完成予定といいたしでしょうか、工期が3月31日までとしておりましたので、その後、完成後検査を行って、引渡しを受けた後に備品を入れるという流れになるかと思っておりますけれども、でき得れば4月の早い時点で納入をしたいという思いがございますので、今年度中に入札なりで納入業者を決定させていただいた上で、年度の早い時期に納品をしていただくといった流れを想定しているためのものとなっております。例えば具体的な物といたしましてということになりますけれども、当然のことながらいろいろな部屋等を想定はしておりますが、例えば事務室でいけば会長さん、事務局長さん、事務局員の皆さんの机ですとか、

椅子とか、書類等の保管をするためのキャビネット、そういったものもございますし、あとは調理室でいきますと、調理室に入る際に多分履き替えるといいでしょうか、スリッパに履き替えていただくということも考えられておりますので、スリッパを収納するためのラックですとか、調理室の中で使うワゴン、あとは倉庫も予定していますので、そちらに物品を収納、整理するための棚ですとか、あとは更衣室に置くロッカー、新たに追加といいでしょうか、増築となる大研修室、講堂となりますが、こちらに使用する折り畳みテーブル、椅子、椅子の台車、そういったものが主なものとなります。ほとんどこれは、管理用備品が主なものになるかなとは思っております。

あと、先日施設経営訪問ということでお邪魔した際に少しやり取りをさせていただいたのですが、まちづくり協会側としましては4月の早い時点でオープニングセレモニーを行いたいというようなこともありましたし、4月中に事業が予定をされているものもあるということでありましたので、できれば4月の中旬くらいまでには備品等は納入をして、事業に使っていただけるような流れをつくりたいなと思っております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 説明ありがとうございました。蕨岡まちづくりセンターに関しましては長年計画が進んでおりましたが、松永町長になってから進展が早く、早速の竣工を迎えるという運びになったわけでありまして、今回限度額はありましようけれども、ある程度の備品を取りそろえてということで、4月の初めのほうになるべく早いうちに納入したいということでありましたが、これ備品に関しては現在のまちづくり協会の皆さんとの品物の調整とか、そういったものは全て済みという形での確認でよろしかったでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

納入予定の備品につきましては、蕨岡まちづくり協会のほうからのご意見といいましようか、ご要望といいましようか、そういったものをいただいた上でこちらともやり取りをさせていただいております。ほかのまちづくりセンターとの関係性もございまして、あとは予算のこともありますし、いかんせん入札ということで考えておりますので、不落とならないような設定とか、そういったこともありますので、もしかしたら数とか、そういった部分で調整が入る場面もあるかなとは思っております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 今入札というお話もありましたけれども、なるべくご希望のかなうような形で納入のほうをお願いできればなと思っておりますので、その辺のところもよろしくお願ひしたいと思います。

替わりまして、引き続き企画のほうにお伺ひいたします。事項別明細の10ページになります。款2総務費、項1総務管理費、目8の企画費、節18の空き家再生活活用店舗家賃補助金という形で24万円計上になっているようではありますが、この内容についてまず伺ひたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

空き家再生活用店舗家賃補助金24万円というものとなります。こちらの制度といたしまして少しお話をいたしますけれども、今回補正ということで計上させていただきましたのが、一般行政報告の中でも報告させていただいておりますが、これまで町のほうで管理をしておりました店舗3つほどあるわけですけれども、新たに店舗2号のほうの後継事業者さんが決定をしたということがございまして、こちらの支援制度といえましょうか、そういったものからいきますと店舗の家賃の補助を行うということになっております。3年間の期間ということになるのですけれども、そちらの計算をしたところ、24万円ほど不足が生じるということでありましたので、今回追加といえましょうか、補正ということで計上をさせていただいたものとなります。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 今空き家を利活用いたした店舗の3年分の家賃の不足分という形でありましたが、これは駅前にあるパン屋さんという形の認識でよろしかったのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） はい。おっしゃいますとおり、旧小むぎさんとなります。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 分かりました。ありがとうございました。その他、吹浦の清水森食堂さん、それからわだやさんは、もう店舗運営が始まっているという認識でよろしかったでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

旧清水森食堂さんにつきましては、運営は始まっているという状態でございます。お弁当屋さんということで、本日も役場のほうにも出張していただいておりますけれども、そちらは稼働しているというものになります。ただ、旧わだやさんのほうにつきましては、まだ準備中といえましょうか、決定はしているものの、まだ今事前の調整中ということでありますので、来年度になってからオープンなのかなというところで、今のところこちらで持っている情報は以上でございます。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ありがとうございました。空くことがないように、やはりご利用いただくような形でぜひ今後も進めていただければ町内の活性化にもなるのかなと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。ちなみに、この旧小むぎさんの店舗のご利用の方は何をされる方なのかということで、もう一度確認をします。よろしく申し上げます。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えしたいと思います。

こちらに入っていた事業者さんといえましょうか、そちらは庄内米を使ったおにぎりを提供するお店ということで伺っております。事前に審査会のときにも、どういったものを提供するのかということで写真等も拝見したのですけれども、それでいきますと普通のおにぎりというよりは、おにぎらずといえましょうか、おにぎらずといったような形のものをそのときにはサンプルとして写真では拝見しております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 遊佐町はお米の特産で、産業も盛んでありますので、そういった遊佐米を使ったおにぎりであるのかなとは思っておりますが、皆さんにご利用いただけるような形でまた引き続き支援のほうをお願いしたいと思っております。

続きまして、先ほど2番委員からもありましたけれども、14ページの款7商工費、項1商工費、目3観光費、節12の委託料、山岳トイレのヘリコプターの搬送委託料の246万円でありました。内容につきましては、先ほどの答弁で確認させていただいたところでありましたけれども、実はこの当初予算においても私も少し質疑をさせていただいたところでありました。前年度と比較的同じような形での、合わせますと846万円ということでの補正でありますけれども、率直に言いますけれども、これってかなりの金額ではないかなと思っております。なぜなら、ほかの山々の皆さんにはやはり入山料をいただいたり、いろいろな形での財政支援を登山者や利用者の方々からいただいているところも多々あるように思われます。ただ、鳥海山に関しましては秋田県と山形県、両方の県にまたがっております。一方的な形での、当町だけでのそういった形での進め方はなかなか難しいのかなとは思っておりますけれども、大きく言いますと1,000万円近くの財政、今年になってからヘリコプターの整備士がいなくて、ドクターヘリもなかなか動かないというような状況のニュースもありました。そんな中で、ヘリコプターの調達や次期の登山用の荷揚げに関してもやはりいろいろな形でこれから大きくなっていくように思われます。そんな中で、提案として一つはやはりクラウドファンディングのやり方もあるのかなと。前回お話を伺ったところ、ふるさと納税からも充当はさせていただいておるところではありますけれども、やはり山を愛する登山家の皆様からご理解をいただいてクラウドファンディングを行ったり、もしくは現在はチップという形でもらっておりますけれども、ある程度の使用料をご利用するの方々からご理解をいただいているということも必要になってくるのではないかなと思っております。そんなところで、これはあくまでも提案でありましたけれども、そのようなことをお考えであるのかどうか、考える余地があるのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

委員おっしゃいますとおり、委託料がかなりかさんでいるといった状況があるのはここ数年来でありますけれども、その中で昨日の常任委員会の中でもご意見等も賜ったのですが、やはり同じような形で入山料ですか、クラウドファンディングとか、そういったところに力を入れる必要があるのではないかといったお話もいただきました。現時点でこちらで想定しておりますのが、今ちょっと準備中ではありますけれども、来年度からは今お話ありましたクラウドファンディングをぜひやりたいなということで今進めているところであります。あとは、現状でいきますとトイレにはチップボックスは用意をさせていただいております。登山者の方のお気持ちを入れていただくということにはなっておりますけれども、そこにもう少し実情を理解いただけるような、貼り紙でもないのしょうけれども、登山客、トイレの利用客の皆さんに呼びかけをさせていただくということも一つあるのかなと思っております。こういった実情を伝え

ながら賛同をいただいて、そういったような手だてを考えていきたいなと思っておるところです。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 答弁ありがとうございました。やはりそういった形で考える時期には来ているのかなというふうに思います。私も山は好きですし、副町長も山がお好きですし、やはり私たちは鳥海山を誇りに思ってこの遊佐町で生活をしております。それによって、山が汚くなったりとか、そういったことは私たちにとっても衝撃的なことではありますけれども、やはりきれいに使ってもらうためにはある程度のご負担をいただくというのも理解をしていただくということも必要になってくるのではないかなと思っております。チップという話もありましたけれども、鳥海山には宿泊小屋があります。その中で、それは経営が違うわけでありましてけれども、その宿泊料をいただいている中から、例えばトイレ使用料とか、そういったものはいただいているのかどうか伺いたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

山頂にある小屋、大物忌神社さんのほうで管理、設置しているものになりますけれども、そのときの宿泊料の中には、多分といいましょうか、トイレ使用料的なものといえましょうか、町のほうにその中からいただいているとか、そういった実態は現状ではございません。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） これもあくまでも提案でありますけれども、やはりそういった宿泊をいただく方からご理解をいただいて、トイレ使用料金というのを加算していただいて、宿泊の方のみにまずはお願いするということも一つの手ではないかなと思っておりますので、もしそういった機会があればご検討いただいて、少しでも財政が助かるような形に導いていただくような使い方であればいいのかなと思っておりまして、これは私の個人的な提案でありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。このヘリコプターに関しましては、昨年同様という形での改正ということでありましたので、ある程度の目安としては同じくらいなのかなというふうに思ったところでありました。この件に関しましては終わります。

続きまして、同じく企画でありますけれども、14ページ、款7商工費、項1商工費、目3観光費、節10需用費の修繕料80万円について、概要書によりますと観光施設の維持補修費とありますけれども、どんな補修が行われたのかお聞きしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

観光施設維持補修費、修繕料80万円の計上となっておりますけれども、こちらの内容といたしましては、あぼん西浜の男女のジェット風呂というのですか、ジェット風呂、水風呂、そちらの目地の修繕料ということで計上をさせていただいたものとなっております。やはり経年劣化が進んでいるということもありまして、目地が痩せてきているといった実情があるようです。その補修につきましては、社員が営業時間が終わってから、お客さんがいなくなってから、自前で速乾セメントを使って対応しているというお話を伺っております。全体にわたって目地が痩せている状況が拝見できるものですから、今般業者さんをお願いをして、修繕という形を取りたいということでの予算要求とさせていただいたものでございます。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。ジェット風呂のねじというと、多分ジェット風呂って大体10センチぐらいの口径があって、そこから泡が勢いよく出てくるという形で私は認識しておるのですが、この80万円という形のねじというのはどういったねじで何本くらいなのか。

（何事か声あり）

7番（那須正幸君） すみません。目地ですか。

（「すみません。発音が悪くて」の声あり）

7番（那須正幸君） すみません。では、私のほうで聞き直します。私はねじと思ったものですから、80万円のねじではなくて、目地ということですね。要は、ジェットの吹き出し口付近のタイルが貼ってあるところの目地を直すということでありましたけれども、これって職員の皆さんができるものなのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） できるものかといいたいでしょうか、現状ではやっているということでもありますので、専門家からきちんとやってもらったほうが今後ひどくならないのではないかなという、そういう発想の下にやりたいということでございます。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 水を使うところというのは、接着剤も今いいものはあるのでしょうけれども、やはりちゃんとした知識のある方からやってもらわないと再度また費用がかかるということもあると思いますので、このくらいの費用をかけるのであればしっかりと修繕をしていただくことが私は必要なかなと思っておりましたので、そういったところは、あぼんに関しましては毎日利用するという方々が多々おられます。本当に町民の方々にとっても、他町村から来られるの方々にとってもいい施設だなと私もつくづく感じておりますので、やはりそういったところはあまり休館にならないような形でしっかりと修繕を行っていただくことを切に願って、この項目は終わりたいと思います。

続きまして、健康福祉課のほう1つちょっとお聞きしたいところがありました。こちらは、事項別明細の11ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費、低所得世帯等の冬の生活応援事業助成金という形で、5,000円掛ける900世帯という形で概要書のほうには上がっておりましたが、これって私が認識するところ1万円ではなかったのかなというふうな形でちょっと認識しておったものですから、まずこの経緯をお聞きしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

こちらにつきましては、福祉灯油購入等の助成ということで、令和4年、5年、6年については確かに1世帯1万円という形で助成をしていたところでございます。こちらにつきましては、県の補助事業という形になってございまして、県の事業制度といたしまして通常の5,000円分に国の臨時交付金等の上乗せというものがございましたので、特例といたしまして1万円を実施をしていたということがございます。令和7年度につきましては、現時点では通常に戻りまして、1世帯5,000円を上限として2分の1という形になっておりましたので、財源を見つつこのような形とさせていただいたものでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。ですよね。やはり4、5、6年は1万円という形でした。この内容につきましては、県からの補助金が2分の1でしたね。2分の1ということで、残りの2分の1が町が負担という形ではありましたが、今課長のお話では国の臨時交付金が通常であれば今これは入っているのでしょうか。例年であれば、いつも冬の時期には1万円という形ではのっていたのではないかなと思ったのですけれども、その辺のところを伺いたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えします。

現時点ではという形で、県のほうからは通常分の要綱を頂戴しているところでございます。ただ、今国、県等の動向を注視しながら、今後追加があればと期待をしつつ、現状としては財源を見ながらの事業を設計させていただいたところでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。県や国の動向を見ながらということで、今国のほうでもいろいろな審議がされておりまして、補助金の審議が今行われているわけではありますけれども、そういった中で今後こういったところへの支援というのは今までどおりの1万円、今回は5,000円という形で上がっておりますが、一度配って、補助があったらまた配るといって、そういう二度手間になるのかなと思うのですけれども、それも可能な形で見てよしいのかどうかお聞きしたいと思います。行っていただけるのかどうか。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

今後、まだ県のほう、国のほうからは連絡は来ていないところではありますが、二度手間にならないように事務を進めたいとは担当と話をさせていただいているところですので、ただいつまでもそれを待っているという状況にはなりませんので、そちらにつきましては動向を見ながら判断をさせていただくという形にさせていただきたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 今までいただいている方々は、やはりある程度一定の金額、同じ金額をいただきたいなと思っている方々もいらっしゃると思います。また、今現在ガソリン、油のお金も少しは安くなっておりますが、やはりまだまだ経済的には年金受給者の方々や生活保護の方々も容易でないのかなと思っております。そんな中で、これから国からの予算も来るかなと思いますので、しっかりと計画を持って町のほうでも執り行っていただきたいことを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

委員長（渋谷 敏君） これで7番、那須正幸委員の質疑は終了いたします。

8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） よろしくお願ひします。

それでは、事項別明細書12ページの款4衛生費、項2清掃費、節18負担金補助及び交付金、生ゴミ処理機購入補助金10万円となっております。これ当初予算で執行された実績、生ゴミ処理機には電気式と自然発酵式があるという認識であります。もし今までの実績がお分かりになったらお願いをいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

生ゴミ処理機の購入の補助金でございますが、まず制度のほうを少しお話をさせていただきますと、補助率が2分の1でございます。電気式のほうが上限5万円、自然発酵式のほうが上限1万円ということで制度設計をしております。令和7年度当初予算、22万円という当初予算の額だったのですが、これまで交付した実績ということでございますが、電気式で6件、19万9,700円、自然発酵式で5件、1万9,400円、合わせまして金額にして21万9,000円執行しております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） ご丁寧ありがとうございます。6件、5件ということでございました。地球温暖化の原因とされているCO₂を削減するには、やはりごみの分別、節電、節水が重要であるということが言われております。特に電気を使わない自然発酵式は、非常に便利なのかなと思ってございます。地球温暖化防止をするためにも、ぜひこの制度を町の皆さんに広報していただきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、13ページ、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金、この中に農林水産物等災害対策事業費補助金480万1,000円と記載されております。これのご説明をお願いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

農林水産物等災害対策事業費補助金でございますが、こちらの補助金につきましては令和7年、今年6月からの高温渇水、いわゆる高温障害の被害に対する県の補助ということで、9月補正におきまして300万円の計上、議決をいただいたところでありました。その後申請等の取りまとめを行って、この事業については2種類ございますが、1つは園芸作物等高温対策事業ということで遮光資材ですとかスプリンクラー、ハウスの換気扇等の設置ということで高温障害対策、こちらのほうが、現在ということでありますが、8名の申請がありまして、事業費に対しての補助、県2分の1補助ですが、事業費約400万円強ということで、こちらのほうで205万1,000円の補助を予定しておるということです。もう一件、揚水機等の電力量の補助ということで、こちら月光川土地改良区の管理施設への高温対策とかの補助、河川しゅんせつ等々の補助になりますが、補助率は若干低いのですが、こちらが575万円ということで、合わせて780万1,000円の補助金額というふうになりましたので、9月議会で議決いただいた当初計上の300万円との差額分を今回補正をさせていただくものでございます。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。8名の方の申請で、対応をなされたということでございました。これは、本当に今年は雨少なく感じました。私のうちでも、小さな庭に大変水をまいたという

記憶がございます。やはり困っている町民の方々にいかに農作業を快適にやっていただくかということが非常に重要だと思っています。それでまた、電力の補助ということでございました。私のうちのすぐ近くに洗沢川に揚水場がございます。この揚水場は、常に動いているというような認識はないのですけれども、この揚水場というのは、もしお分かりになりましたら、何基ほど町内に建設されているものなのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回申請があった分ということではありますが、町内8か所、いわゆる8揚水機場分ということで、それぞれの河川に応じたところでの揚水機場の電力量の差額といいますか、高温対策分ということで、今委員もおっしゃられた揚水機場はずっと動いているということではございませんが、今回の補助金の算定につきましては過去3か年の平均を取って、それに対して令和7年度6月、7月どのくらい運転したかというところの差額ということで、過去3か年の平均よりは動いているというところでの電力量の差額を助成する内容というふうになっております。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 電力量もかなりの高騰という認識をしております。補助、非常に有効だと思っておりますので、今後もよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、項3水産業費、目1水産振興費、節18負担金補助及び交付金、漁船燃料費高騰対策補助金106万9,000円というふうに記載がございます。漁船に関しましては、これは当町には吹浦漁港と女鹿に漁港があるというふうに認識しておりますが、こちらのほうに係留をされている漁船に対する補助という理解でよろしいでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

漁船燃料費高騰対策補助金でございますが、こちら町内の漁業者に対する燃料費の補助ということで、令和6年度の実績に対してリッター20円助成をすると。令和6年度の実績、こちらで積算しますと5万3,040リッター、軽油、重油であります。こちらに対してリッター20円の助成をするという、この計算で106万9,000円というふうになっております。交付先は山形県漁協になります。補助金の交付先は山形県漁協になりまして、山形県漁協から町内漁業者に交付されるという内容であります。ちなみに、酒田市、鶴岡市ではリッター40円ということで、既に交付を多分手続終わっている、予算計上ももっと前の段階でありましたので、交付が終わっているものかと思っておりますけれども、酒田市、鶴岡市では昨年の地方創生の重点の交付金を使ってということで対応していましたが、本町では一般財源の対応ということで今12月予算のほうに計上をさせていただいたところでありまして。ただし、今後これから国で決定します経済対策の中で、重点支援交付金の中でもし該当になるようであれば、足並みをそろえて40円にするかというのは、国にまだ問合せをしていませんので、できるだけ一般財源の持ち出しということではなくて、対応できるようにあればそちらに振り分けたいかなというふうにも考えております。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8 番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 当然遊佐に住んでいたがために、同じような地域で活動するのに差が出てくるということは、少しどうかなという思いもごさいます。今の課長ご説明ありました国からの補助、これはかなり精度が高く執行されるというようなお見込みでございますか、それともかなりの希望の部分があるのでしょうか。どちらでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今の漁船の燃料費高騰対策の部分でいえば、しっかり確認をさせていただいてということで、大丈夫であろうという希望はありますが、ちょっとまだはっきりと確定はできないところであります。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8 番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） ちまたの風の声だと、吹浦近辺の海には魚がいないのではないかというような話すら聞こえてくるように、非常に漁が薄いというようなお話がありました。全てではないと思いますが、やはりこういう状況下ですので、町でできることはかなり手厚く対応していただけると、漁師の皆さんも大変ありがたく思うのではないかと思います。よろしく願いをいたしたいと思ひます。

続きまして、14ページの款7商工費、項1商工費、目4企業開発費で、先ほど4番委員も質問されておりました用地取得助成金のことでございすが、今現在工事中というご説明でございしました。この工事中の面積、3,000万円ですが、4番委員も質問されていましてけれども、おおよそどれぐらいの広さの面積なのか、それでまた完成の暁には上物と申しましようか、建物等々もし分かりましたらよろしく願いをしたいと思ひます。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

用地取得助成金の減額の件であります、当初予算で要求3,000万円ということで、こちらにつきましては現在鳥海南工業団地で工事を進めております日本重化学工業様でございすが、取得の面積が1万9,711平米ということで、取得価格1億5,300万円強ということで、面積に単価、鳥海南、平米7,600円ありますので、1億5,000万円強の取得価格となっております。この助成は、用地取得の費用に対して30%ということで、上限3,000万円ということで、今回その上限額ということで7年度当初予算に計上させていただいたところであります、減額並びに来年度持ち越す経過は先ほど4番委員のほうにご説明したとおりであります。工場の面積ですが、今工場建設してありますが、手持ちに工場の面積の資料がございせんので、大変申し訳ありませんが、ちょっとお答えしかねるところであります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8 番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） ご無理を申し上げまして申し訳ありません。今1億5,300万円ほどというご答弁でございしました。3,000万円を引きますと、1億2,300万円は当町に入ってくるという理解でよろしい……そうしますと、当町に寄与する金額等はいかほどなのかということのお答えは。よろしく願いします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

用地取得の費用、用地の売買、用地の所有は山形県でありますので、契約は山形県ということで、取得費の支払いは山形県になっております。先ほど4番委員のところでも少し触れましたが、町の企業奨励条例に基づく奨励金として、今後であります。固定資産税が発生しますが、その固定資産税については一旦町に納付をいただくというような形にはなって、5年間奨励金として町が交付することになります。固定資産税は町のほうに入りますが、あくまでも今回の用地取得費については県のほうになります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） ご丁寧にありがとうございます。早く完成をしていただきたいと思います。質問を終わらせてもらいます。

では続きまして、16ページの社会教育費、目2生涯学習推進費、節12委託料、説明ですと支障木伐採業務委託料29万7,000円が計上されてございます。これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの予算につきましては、生涯学習センターの前にあります、道路の前といいますか、にありますトウヒの木があります。東側に5本、それから西側に1本ということになりますけれども、そちらの木が大分今大きくなっておりまして、何年か前に一番先端の部分を芯止めして、それで大きくならないように処置はしたのですが、さらにその枝が今度上のほうに伸びてきて、かなり大きくなって、ちょっと非常に危険であるというような状況になっております。周辺道路、それから駐車場もございまして、電線等もございまして。そういった中で、今後のいろいろ台風とか暴風雨や突風、そういったところのことを考慮しますとなかなかちょっと管理上手に負えなくなりつつあるのかなというところで、今上のほうの樹形を整える、高さを抑えるような工事といいますか、そういった対応をしてもやはりかなりのお金がかかるというところで、今回はまずそこを伐採、撤去するというような予算を計上しまして、一旦そこを伐採して、何とか周囲に危害を及ぼさないようにそういった対応をしていきたいということで計上させていただいております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 私は、令和4年9月第560回定例会において、一般質問で樹木管理についてお尋ねをしております。この生涯学習センターの敷地内にある木についてもお尋ねをしております。先ほど4番委員が質問をされた旧蕨岡小学校の樹木、これについても同じく質問をしております。私のタブレットの中には、当時の樹木の写真が入っております。そのときに、これは適切に管理をするべきですとお話しております。学習センターの樹木も、全てにおいて。きっかけは、遊佐小学校の樹木が伐採をされたということが発端なのですけれども、果たして邪魔になるから切つていいのかというようなこととお話しております。今ここのところに議事録を出しております。町長にお尋ねします。先ほど私が言ったとおり、樹木について管理をしていただきたい、するべきだということを申し上げました。しかし、これは今現在放置されて現在に至っているという認識を私はしております。適正管理をしないで放置をし、邪魔に

なるから伐採する、これでよろしいのでしょうか、お伺いします。

委員長（渋谷 敏君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 8番、佐藤俊太郎委員の質問にお答えさせていただきます。

私も佐藤俊太郎委員のご質問を覚えております。やはりたしかあのか、木には命もあるのではないかという佐藤俊太郎委員の思いも込められたご発言もあったと思います。適正管理につきましては、これから町全体を見ながら、樹木に関しても適正に管理していかねばなということは考えております。邪魔になるから切っているという、そういう言い方ではなく、やはり町民の方たちに、例えば子供たちを危ない目に遭わせたり、町民の方が危険な目に遭わないように、そういう場合には適時整理したり、切ったりという考え方でございます。お気持ち、そしてご発言、しかと受け止めました。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） これは、私がもう以前からこれは危ないから管理をしていただきたいということを町に提言、お願いをしてあることです。当時土門教育長もワンデーマーチのとき歩いて、木がなくなっているのを把握しているというようなご答弁もいただきました。危ないから管理を頼む、したほうがいいということで、るるやり取りがでございます。しかし、やっていないというのがこれは事実なのです。いろいろやらない理由はあるのでしょうかけれども、結果としてやらなかった。今現在こういう状況になっている。令和5年5月31日、当町ではゼロカーボンシティを宣言しております。光合成によってCO₂を削減している木々、これを伐採するということは宣言に反するというふうに考えます。当事業、再調査の上、伐採について再考のお考えはございませんでしょうか。町長、お願いします。

委員長（渋谷 敏君） 松永町長。

町長（松永裕美君） お答えさせていただきます。

ゼロカーボンシティの宣言をした町にとって、大切な木を切るということはとても心苦しいのですが、危険だったり、いろんな障害があったりとか考えられるときには、どうしても切らねばならぬ木もあるということで、何とかご理解いただければと思います。ただ切っているのではなく、いろんな声をいただきながら、それを事務方のほう、執行部のほうでは議論して切る、これは切らないでおう、まず待とうとか、様々な議論をしての結果でございますので、大切な木の命、そして様々な植物のことも考えてこれからも遂行してまいりたいと思っております。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8番（佐藤俊太郎君） 一般質問的にならざるを得ないのですけれども、やはり今いろいろ考えたというご答弁でした。もう一度考えていただきたいと思ひまして、私の質問は……もう一つお願いします。旧高瀬小学校の敷地内にあった樹木は、諸般の事情で切らざるを得ないということで切りました。その際、企画課にお願いして、その切った材木は町民の皆さんに、ストーブの燃料としてまたほかに使い道があるかもしれないということで、回覧板で木を配布していただきました。今回切ったやつは、どのように対応されるのでしょうか。前回は燃やしたというような、ただただごみにしたというようなことでした。それについても、当時提言はしておりますけれども、またごみになるのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員に申し上げます。質疑の内容が補正予算から離れた内容になっておりますので、補正予算に沿った質疑を行っていただくようお願いします。

8 番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 分かりました。それでは、この質問はこれで終わります。ありがとうございます。

委員長（渋谷 敏君） これでは8番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

9 番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） それでは、私のほうからも質問させていただきます。準備した内容ですが、ほとんど前の方から言われまして、ちょっと視点を変えながら進めたいと思いますので、笑われている委員の方はそれなりに聞いた上で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

最初に、総務課のほうにお尋ねしたいのですが、非常に額は小さいのですが、10ページのほうをお願いしたいと思います。一般会計の総務費、統計調査費、基幹統計調査費の中の1節の報酬になります。この報酬では、国勢調査員の報酬14万2,000円、これが増額補正の内容でございますが、これは当初予算で537万2,000円ということで、金額的に見ますと2.5%ぐらいの小さい金額ではあるのですが、この増額する内容、これについては精算的なものなのかどうかということが1点と、この予算書の財源内訳を見ますと、一般財源のほうから国、県補助ですか、そちらに移動になっております。この段階で一般財源であったはずなのですが、これについては当然国のほうから来るとは想定できるのですが、これに至った経過、この2点だけちょっとお尋ねをしたいのですが。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目、今回補正させていただきました国勢調査員報酬14万2,000円についてでございますけれども、これは人件費の単価がアップしたということで、当初予算は5年前の国勢調査のときの予算を参考にしながら予算を組んでいる関係もございまして、額が変わったものですから、今回は人件費の単価がアップした分ということで人件費分、いわゆる報酬となるわけなのですけれども、その増額分ということになりまして、不足分14万2,000円を今回増額補正させていただいたものでございます。

それとあと、財源内訳についてなのですけれども、左側のほう、一般財源マイナス209万3,000円と、国庫支出金の特定財源のほうなのですけれども、223万5,000円増額ということになっているわけなのですけれども、これにつきましては、これも当初予算について5年前の国勢調査のものを参考に組んだ関係もございまして、今回交付額、追加申請して、それが確定したということで、財源内訳が変わった関係で当初予算において、歳入についてなのですけれども、550万円で計上していたわけなのですけれども、今回補正で9ページの一番上のほうに国勢調査委託金223万5,000円と書いてありますけれども、このような形で223万5,000円増額補正させていただいて、補正後の額が773万5,000円ということで、当初予算をまず少なく見ていた関係で、このような形で一般財源が特定財源に替わったということでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 一応経過的には了解いたしました。

それでは、先ほど2番委員のほうから質問がありました件について、若干視点を変えまして町民課長のほうにお尋ねします。戸籍総合システム改修委託料、これについては10ページにありまして、総務費、総

務管理費の戸籍住民基本台帳費の委託料であります。先ほどあったとおり、これについては共同親権記載対応のためということでありまして、先ほどここについては3番委員が質問されたところでありました。それで、先ほどの答弁では、今のところ国からは何もないと、あくまでも今年の7年の10月に閣議決定されたことに対する対応であるということ、その中で軽微な変更の場合は各市町村でやる場合もあるのだと、今後根本的なものが国からあるかもしれないけれども、それは先ほどのやつで理解をしました。それはそれでいいのですが、過去の経過をここで申し上げたいのですが、実はこの補正を見るに当たって過去のをちょっと見てみました。この戸籍総合システムの改修の経過を見ますと、令和5年の12月補正で910万4,000円ほど補正しております。これは、住民記録システムの氏名の振り仮名の法制化に伴うものであって、マイナンバーカード氏名のローマ字表記に係るシステムの改修だと。合わせて910万4,000円ということで、このときは国庫支出金のほうから633万5,000円ほどあるようでした。ところが、その翌年の12月のときに行われた国籍地域対応改修187万5,000円は、これはその後入ったかちょっと分かりませんが、その内訳見ますとこれは国庫支出金はゼロであったと。それはそれでいいのですが、今年度になって今回の12月補正、これは2回目になります。第1回目が9月補正で市区町村長の記録対応改修、これがあって、国庫支出金が297万1,000円ということになっておりますので、あえて3番委員と同じような質問になるかもしれませんが、こういうものは国から来ると私もこの場に来るまで思っておりましたが、基本的にはそういう判断ではなくて、先ほど言ったとおり、9月補正のときは国から来ておるような予算計上になっていますが、今回はなっていない。今後なるかもしれないという視点はあるかもしれませんが、過去の令和6年の12月補正ではゼロだったものですから、その辺ちょっと追加的な質問になるかもしれませんが、現状について質問いたします。

委員長（渋谷 敏君） 土門町民課長。

町民課長兼会計管理者（土門良則君） それでは、お答えいたします。

まず、町民係で戸籍の事務を担当しているわけですが、そこの係長とも相談しながら、どうやって答えたらいいだろうという話はしたのですけれども、基本的にはまず国からの改正事項、それに伴ったシステム改修、これはもちろんしないといけないわけで、それに伴って、そこに歳入の部分、補助金とか、そういうものがつくのか、つかないのか、これについてはさすがに一職員といえますか、そういった中での…そこはすごく判断が難しいといえますか、希望してもかなわないというところもありますし、その辺は同じようなシステムを持っている各市町村と連絡を取りながら、様子を見ながらというふうなことにしかないのではないかということで、まずは国に従うしかないというふうな形で課の中では話をしております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 基本的にこういう補正予算は私も何年来見ておりますが、基本的に国の制度改正によってやるべきものかなとずっと思っておったのです。ただ、いろいろ今日の答弁聞いていますと、あくまでも町民とか市民と接する分は市役所であったり、役場であると。そういうことからいくと、やっぱり立場上、町は絶対やらなければならないという視点、それにお金の財政措置がついてくるかというのはその場で違うということは、今日この会場に来るまでは全額国から来るものであろうと思っていました

が、後ろで首振っている課長さんもいらっしゃいますが、そういうことではないということを改めて今日の質疑の中で理解をしたところであります。

それでは、時間も早く終わらなければならないと思いますので、次に企画課のほうにお願いいたします。2点ほどお尋ねしたいのですが、10ページのところの総務費、総務管理費、企画費の報酬になります。このところの一番上のところで5万1,000円ほど水環境保全審議会委員報酬、これが計上になっております。これについては、川越工業さんが町に今年の3月に事前協議書を提出されました。その時点では、当然3月の令和7年度予算はもう決定になっていたというか、予算措置になっていたと私は思っております。その後令和7年5月に規制対象事業になるということで判断するというのであれば、それまでの間当然委員の方からのいろいろ会議があったのかなと、そう思っております。そして、9月の20日に公開になったわけですが、事前協議書が9月でも再度提出になりました。そうしますと、この委員報酬については当初で9万6,000円、それから今の補正で組んだ5万1,000円ということで14万7,000円ですか、そういうことになります。それで、これまでの実績ですと、11月の18日付で9月の事前協議も規制対象にしたということであれば、それまでこの委員の方の会議は数回あったと私は認識しております。それで、あえて確認をしますが、今回この計上になった5万1,000円、これについては今までの実績に伴う会議の委員報酬ということの理解でいいのか。例えば、多分ないと思うのですが、今年度内にもし水循環保全審議会の委員の会議が必要であれば、それも可能なぐらいこの5万1,000円には含まれているのか質問させていただきます。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

計上させていただきました5万1,000円の報酬、水循環保全審議会の皆さんの委員報酬でございますけれども、今お尋ねありました内容にお答えさせていただきますけれども、これまで水循環保全審議会を数回開催させていただいているわけですが、当初の予算で予定しておりました回数といたしましては4回分の9万6,000円を計上させていただいております。今年度に入りまして、今お話ありましたとおり、事前協議2回目の提出もありましたものですから、そちらに対応するために審議会の皆様からお集まりをいただいて、審議をいただいたということになっておりますけれども、これまで開催した回数としましては5回となっております。この時点でもう既に当初予算の範疇を超えてしまっているということになっておりますけれども、この不足分と、あと年度内にはもう一回ほどでしょうか、開催をしなければならないということまで見込みまして5万1,000円計上させていただきました。仮にですけれども、また同様の事前協議の申出等があった場合には、多分残の予算では不足するだろうなと思っておりますので、その際にはまたご相談申し上げることになろうかと思っております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 分かりました。内容についてはそういうことであります。

それで、同じページの下のところの企画費の負担金補助及び交付金のところで、先ほど7番委員のほうから聞かれた、私また別のことを思っていて、この中で家財道具処分支援ということであっているがあります。先ほどの店舗家賃補助については質問されていましたが、空き家利活用促進事業補助金（家財道具処分支援）ということであります。7万5,000円ってあるようですが、これについて若干お尋ねしたいの

ですが、100万円当初予算ではあるようです。それで、今回この107万5,000円ということで、100万円に比べれば一定の金額しかないものですから、これについては確定による補正増なのかということと、今年度これまでの申請件数とか支援の内容についてお尋ねをしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

空き家利活用促進事業補助金（家財道具処分支援）7万5,000円の計上に対してのお尋ねでございました。まず、今年度の申請件数でございますけれども、受け付けましたのが5件となっております。こちらは、いずれも物件の所有者側からの申請に基づくものでございまして、これまで交付済額としまして89万5,000円執行をさせていただいております。今後まだ申請ということも想定されるものですから、不足分ということで今回7万5,000円の計上をさせていただいたものでございます。若干その支援内容に触れたいと思います。空き家バンクに登録している物件を購入または賃借、両面から見れば賃貸借になるのだと思いますけれども、賃貸借する際に所有者ですとか利用者が残置物の家財道具を処分する場合に処分費の2分の1を20万円上限で助成しているという制度でございまして、所有者か利用者、購入者、どちらが家財道具を処分するかということにつきましては、双方の話し合いで決めていただいておりますので、いずれかからの申請を受けることができるというものとなっております。先ほど申しました今年度の5件ですけれども、こちらは全て所有者の家財道具処分に対する補助でございました。この制度自体が好評であるということでありまして、この制度があることによって空き家バンク物件の速やかな成約につながっているものこちらでは認識しております。

あと、年度内の予算確定による補正かというお尋ねの部分でありますけれども、年度内で物件契約してすぐに住みたいですとか、または4月に入ってすぐに購入物件をリフォームして住みたいという方がこれから現れる可能性がありますし、12月に入ってからも実際に相談をいただいているケースがございますので、3月補正等が必要な場合等も出てくるかと思いますが、その際は改めて議会に諮らせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 家財道具の処分ということでありますが、私の近隣の集落でもかなり荒れ果てた建物がやっとなど、どういう経過で処分したか分かりませんが、最近建物を処分して更地にするということも町内のあちこちで目立ってきているのが現状かなど、そう思います。

それでは、最後時間たっぷりありますので、健康福祉課のほうに質問させていただきたいと思っております。11ページのほうになります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の12節の委託料になります。このところに12万円として手話通訳者等派遣業務委託料ということになります。これについて質問したいのですが、当初予算で10万8,000円ほど計上されておりました。補正後に22万8,000円ほどになります。この概要の説明には、障がい者地域生活支援事業とありました。この事業については、対象者が例えば日常生活の中で何か支援が要ったときのためにある事業なのか、それともよく会議等で手話をやられている方がいられます。そういう場合の対応なのかということと、もう一つは手話だけではなくて、よく会議の中で要約筆記ですか、画面に映しながら書くのを見たことがあるものですから、これが対象になるのかということも含

めて1点目。ただ、補正額が当初計上額の倍以上にありますので、この内容について、改めてどのような内容が追加になったのか質問します。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

手話通訳者、要約筆記も入ったところでの派遣事業という形にはなっておりますが、こちらにつきましては聴覚障がい者が生活上コミュニケーションに不便を来すとき、申請によりまして手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業となっているものでございます。委託先といたしましては、一般社団法人山形県聴覚障害者協会をお願いをしているところでございます。派遣できる事項につきましては、診療や検査を受けるための病院等に通院するとき、あと役所等が実施する事業、説明会、研修会、行事に参加するとき、あと官公庁に様々……あるいは学校などに届出をするときの相談なども入っているところでございます。あとは、社会参加を促進する学習活動等に参加する場合などが派遣できる事項に入っておりまして、条件としては山形県内としているところでございます。そして、具体的に今年度どのようなところに派遣をさせていただいたかと申しますと、やはり病院への付添いが一番多く、医師との専門的な内容につきましてはジェスチャー等ではなかなか難しいところがございますので、派遣をさせていただいております。あとは、様々なスポーツ大会などのところにも派遣をしております。そして今年度旧吹浦小学校で避難所開設訓練が行われた際に要約筆記の申請がございまして、派遣をさせていただいているところでございます。

そして、もう一点、なぜ倍額になったのかというご質問でございましたけれども、こちらにつきましては、手話通訳者及び要約筆記者の場合の委託料の設定が1時間以内であれば1,500円、以後30分ごとに1,200円を加算するという形になってございまして、大会ですとか通院に要する時間というものも変わってくるところでございますので、まずその状況も変わっているということですが、主なものとしましては、当初予算を積算した時点では実利用者が1名でございましたけれども、6年度末にもう一名追加で申込みがございまして、現在主に利用されている方が2名という形になっておりまして、利用者の増、そしてあと利用状況によりまして金額的なところで精査をしまして、増額をさせていただいたという内容となっております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 会議のほかに通院の場合も付添いがあると。実は、病院に行ったときにそうやったのを見たことがあったものですから、今聞いていまして、ああ、あれだったのだなと思って聞いておりました。

では、次に質問させていただきますが、先ほどの7番委員とちょっとかぶるかもしれませんが、低所得世帯等の冬の生活応援事業助成金ですか、これについては昨年度までの福祉灯油購入費助成、これに代わるものであるとは認識しております。先ほど答弁の中ではあったのですが、ちょっとここであえて確認をしたいのですが、これはあくまでも令和5年から例の福祉灯油費については現金給付ということを確認されておりますし、今回は先ほど言ったとおり1万円から5,000円ということで、これも分かりました。多分現金でやると私は思うのですが、あくまでもこの字にあるとおり生活応援事業ですから、基本的にこの5,000円の使途、これについては何ら制限が加えられないということの認識でよろしいのかということと、

あともう一つはここに900世帯っております。令和5年のときは950世帯、6年、7年が900世帯と減っていることは分かるのですが、歳入のほうを見ますと県のほうから860世帯という、収入のところに県の収入ですか、あるようですが、これは俗に言う生活保護世帯は駄目だと理解をしているのですが、そういう理解でよろしいのかちょっとお尋ねしたいです。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

1点目につきましては、灯油、エネルギー価格等の高騰のためということで現金でお支払いという形がありますので、その後実際それがそのためにどこまでというところの追いかけはしていないところでございますが、まずはそういう状況にある世帯への応援という形で認識をしているところでございます。

あと、2点目、委員がおっしゃるとおり、歳入につきましては、生活保護世帯につきましては県補助の対象外となっておりますので、そちらを除いた形での計上となっているものでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 分かりました。

それでは、最後の項目に移りますが、先ほど2番委員のほうから質問ありました障害児通所給付費、これについてお尋ねします。最初に、冒頭に確認したいのですが、先ほど2番委員に対する答弁の中で、令和7年の7月に町内に施設が新たに開設されたということですが、もし公開できるのであればちょっと…できなければそれなりでいいのですが、どういう場所にあるのか、答えられる範囲で結構ですので、お願いしたいと思うのですが。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

町内の漆曾根のところにあります放課後等デイサービス事業所になります。こちらについては、外観からいいますと普通の民家とさほど変わらない会館となっておりますので、あまり気づきにくいかとは思いますが、そちらに放課後等デイサービスを今現在実施している事業所があるという形となります。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 漆曾根地区に放課後デイサービスということであるようです。それで、先ほどそういう施設があったから増額になるというような趣旨の答弁もあったと思うのですが、自分なりに過去のやつを見ますと、令和5年度この部分については1,360万円でありました。それで、令和6年度は当初予算で1,500万円に対して、10月と3月で約1,000万円ほど増額して、最終的には決算で2,500万円ほどになっております。それで、令和7年度当初予算では2,300万円の当初計上額、それで今回920万円の増額で、最終的にこのままいけば過去5、6に次いで最高額の3,200万円ほどですか、そうなるかと認識しております。それで、先ほど町内にも開設になって、19名から24名という説明があったと思っております。ただ、私的には、やっぱりそれだけではなくて、若干変化があるのかなと思っております。開設されたから増えたのではなくて、やはり変化的なものがあったのかなと思って捉えて、最終的に質問しますが、基本的に自分なりに調べてみますと、この障がい児通所支援、これについては児童福祉法に基づいて、主に施設への通所

を通して日常生活の指導や訓練などを支援するサービスである、そのように定義づけされておまして、4つのサービスがあるようでした。1つは児童発達支援ですか。これは、ゼロ歳から就学前の俗に言う未就学児ですか、それになると。2つ目が、先ほどあった放課後等デイサービス。これについては、6歳から18歳ということになるようで、3つ目が医療型児童発達支援、これについては肢体の不自由とか医療ケアの必要な方と。それで、4つ目が保育所等訪問支援、これは障がい児ではなくて、ここに行く支援、ケアとか、そういう支援する方々の4つの項目になるようです。それで、この増額については、やっぱり私は一つの要因として放課後等デイサービスというか、今そういうことを先ほど漆曾根の施設もそのようでしたし、令和8年度では新たに施設が増えるというような動きもないようです。ないですか。ないようですので、そのようなことがあるようです。それで、単なる町内にできたわけではなくて、放課後デイサービスということが増えたから増えてくるのかなと勝手に思っているのですが、そうではないでしょうか。これが1点目の質問です。

それで、この給付先はあくまでも保護者的な方に給付されるのか、事業者に給付されるのか、その辺ちょっと知識がないものですから、質問させていただきたいのですが。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 1点目、放課後等デイサービスにつきましては、児童福祉法に基づきまして、障がいサービスの大人の子供バージョンというような形になってございまして、こちらについては先ほど来説明をさせていただいてまいりましたとおり、町内に事業所を開設されたこともあり、それに合わせまして利用者も増えているということで給付も増加している。当初計上の時点では19名でございましたけれども、現在補正を積算する際には24人という形で計上しているものでございます。委員お尋ねのクラブのほうにつきましては、学童保育という形の非常に名称が紛らわしいところではございますが、こちらは同じ児童福祉法の中ではございますが、労働等によりまして放課後保育に欠ける子供さんの居場所という形になっているものの制度でございます。

2点目、給付する先でございますけれども、給付につきましては事業所の国保連合会を通じてという形になるかとは思っておりますが、事業所のほうが国保連合会を通じて報酬を請求すると。それを国保連合会が集約をしまして、各自治体のほうに月額幾らですという形でご請求をいただきますので、国保連合会を通じてという形になりますけれども、町の給付費につきましては報酬という形で事業所に行く形となります。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 放課後デイサービスと放課後児童クラブ、将来的に来年度関係する方とお話しすることがあったものですから、そのとき私がその方の言い分を間違えて認識したと、そう思って今分かりました。

これで私の質問は終わります。

委員長（渋谷 敏君） これで9番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 13ページの農業振興費の中の18負担金補助及び交付金の中で、一番上のほうから、

環境保全型農業直接支払交付金がこの時期に70万7,000円出ておりますけれども、この内容を少し教えていただきたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

環境保全型農業直接支払交付金、毎年この交付金、該当する団体等に交付しているものでありますけれども、いわゆる有機農業ですとか堆肥の施用について該当する団体、組織、本町でいえば開発米部会も入っておりますけれども、そういうところに毎年交付をしているものであります。今回国の補助金額、交付金額が確定しましたので、単価の変更等がありまして、若干増額ということで今回70万7,000円の補正予算を計上ということでさせていただくものであります。歳入も同額ということになっております。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） ただいまの説明では、この時期に堆肥散布した作業班の方々にこの予算が支払われるということの説明ですよ。

（「違う」の声あり）

10番（土門治明君） 違うか。それで、この堆肥散布につきましては、春になってからまた散布するという班と今の班と分かれていたと思います。今堆肥のコンポストの状況が足りなくて、そういうふうな作業になっていると聞いておりますけれども、コンポストについては今足りないという状況かどうかというのは分かりますでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） コンポスト足りないかどうかという状況は把握しておりません。

先ほどの答弁の中でちょっと誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。堆肥の施用というところについては、今やっているとかということではありません。あくまでこの補助事業の要件ということで、再度説明をさせていただきます。この支援の対象となる交付金でありますけれども、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援するという内容で、1つは化学肥料、農薬を5割以上低減する取組を行う、もう一つは国際水準のGAPに取り組むというような条件をクリアしている団体、組織の方々に申請に基づいて交付をするという内容となっております。補助の割合として国が2分の1、県4分の1、町4分の1となっておりますので、今回歳出で70万7,000円の歳出ですが、歳入については先ほど同額と申しましたが、訂正させていただきます。52万8,000円の歳入となっております。本町では、3法人今年度申請をいただいております、その法人に対して、有機農業をする場合であれば10アール当たり1万2,000円、堆肥の施用であれば、条件によりますが、10アール4,400円または2,200円の圃場の面積に対して助成をするという内容となっておりますので、今委員おっしゃられたような内容とはこの補助制度が違うということでご理解をいただければと思います。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 堆肥散布の農家の方々を対象として、その作業で堆肥散布してくれている事業者がこの補助金をやっていると。

（「違う」の声あり）

10番（土門治明君） 違う。あれっ、そういうふう聞こえたのですけれども、また違うところがあれば後で個別に伺いますので、この件に関してはこれで終わりたいと思います。

次に、その下、鳥獣被害防止対策協議会補助金、これも出ておりますが、これは熊対策の関係のわなのようでしたが、これについてももう一度説明していただきたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 土門委員に申し上げます。質疑の内容が4番、今野博義委員の質問と同じ内容になっておりますので、質疑内容を変更いただくようお願いをいたします。

10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 前に一度この件については答弁しているということですので、まずこの件については了解しました。

その下の狩猟免許取得支援補助金が9万円ですか、出ておりますけれども、この件については何名ぐらい取得に向けて頑張っていたのか、その辺少し聞きたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

狩猟免許取得支援補助金ということで、今回9万円の補正予算の計上であります。当初予算は10万円ということで、新たな免許取得1名見込んでいたところですが、さらに今年度になりまして1名狩猟免許並びに鉄砲の所有というところで申請がありましたので、今回補正をさせてもらって、今年度のこの取得は2名というふうになっております。なお、現在も問合せ来ておりますので、来年度もう少し増えていただけるのかなというふうに期待をしているところであります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 2名が達成したということで、来年度はもっと増えるのではないかという話ですので、力強いかなと思っております。

一番最後のほうの担い手確保・経営強化支援事業費補助金とありますが、この件についてはどのような内容の事業なのか、ちょっとお願いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

担い手確保・経営強化支援事業補助金ということで、今回677万9,000円の計上をさせていただきました。年度当初は申請の予定がありませんでしたので、7年度当初予算では計上していなくて、年度に入ってから要望がありまして、国の補助事業ということでもありますけれども、採択になる見込みだということで今回予算を計上させていただいたところであります。この事業については、地域の担い手ということで認定農業者、またはしくは新規認定農業者の方が経営改善、経営構造の転換、経営発展を図ろうというところで、農業用機械を新たに購入をするというところに補助するという内容であります。今回の申請内容につきましては、認定農業者の方1名が大型コンバインを購入するというところで、それに10分の3補助ということになっているところであります。その補助金につきましては国の補助金ということでありまして、歳入のほうにも同額計上しておりますけれども、国から入ってきた補助金をそのまま町が個人の方に交付す

るという内容で、約2,200万円強の機械を購入予定だということで、10分の3の補助でありますけれども、669万7,000円助成をするというような内容となっております。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） この件に関しては、30%補助のコンバインだということでございました。これは確定なのですよ。よく農業関係の補助金出てくるのですが、年度末になるとマイナス、三角でまた出てくるというようなことが続いていましたので、この件については確定ということで捉えてよろしいですよ。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

9月に県のほうから配分という通知も来ておるところでありますので、交付決定自体はまだかもしれませんが、今年度進めて、今年度末までに機械も入るとい条件といたしますか、そういう申請内容となっておりますので、しっかりと交付できる補助金、執行できる補助金ということでご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 了解いたしました。

それでは次に、その下の林業費の12の委託料3,700万円の松くい虫防除委託料と出ております。私も松林のほうの住民の方から、自分の家の周りは完全に松が赤くなってもう駄目になっていると、そこは町では全表面倒見てくれないのかというような話でしたが、ちょうど藤崎の南側の集落なのですけれども、そこは民家が近いから、ちょっと消毒、ヘリコプターとか、そういうのは無理なのではないかなという説明したのですけれども、真っ赤になっていて大変なのは今年すごく強いですか、例年よりは。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 松くい虫被害対策、被害状況は先ほど何回か申し上げていますが、被害は昨年よりひどい、2倍以上になるのではないかと想定しております。先ほど来、説明の中で2次被害対策というお話をさせていただいております。今委員からご質問あったところというと、2次被害対策といってもあくまで町が行うところは今まで取り組んできたエリア、いわゆる普通林という位置づけのところと道路際ですとか住宅際、あと農地内、林地内のビニールハウスそばというようなところの2次被害対策を行うということであります。住宅の屋敷内みたいなところについては、町では行っておりません。それについては、個人が行うものについて補助を行うという制度で対応させていただいているところであります。あくまで町のこれからの方針として2次被害対策というのを進めていきますけれども、それは林地……山林と言われる敷地のすぐ脇に住宅がある場合もありますので、そういうところは山林となっているところであれば町は対応しますが、あくまで敷地内、住宅地内のところは対応できないということでご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 私もその方にまた会ったら、今のような説明をしたいと思います。なかなかちょっと間違った説明をしてしまうと大変だったものですから、いいかげんに対処してしまいました。

私のほうはこれで終わります。

委員長（渋谷 敏君） これで10番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 私からも質問させていただきます。

これまで松くい虫関係の質問が3人ぐらいから出ているのですけれども、私もちょっとそれについて質問したいと思います。ただ、同じ内容ではありません。同じ内容だったら、初めから質問するつもりはありませんが、多分違う内容になっていると思います。今年の被害は、課長の話のとおり、これまでで最大の被害になっているということです。去年の2倍。今までこういう状況で伐倒処理だとかラジヘリ、ヘリコプターを使った薬剤散布だとか、こういうことをやってきたわけですが、あまりにもこういう被害が拡大してきたものですから、国のほうや県のほうでもゾーニングという考え方を取り入れてきました。これはつい最近のことだと思います、どちらかといえば。それで、ゾーニングについてはどっちかといえば林野庁の方針としてたしか出されてきたものだと思います。そして、県のほうでもゾーニングについての考えを示してきていました。普通の考え方からいくと、AとBとCと、このように分けるというのが一般的な捉え方だと私は認識しております。たしかそのように書いてあったと思います。それで、海辺のほうからAとあって、あと林の中のほうに入ってきてB、それからその反対のほうに行くとCと、このような区分けになっているというふうになっております。また、その辺のゾーニングについても、課長のこれまでの話ですとそのようなほとんど分けるのだというふうに承っております。ところが、今日の話では町内はまず区分けはしているけれども、7つくらいに何か区分けをしているというふうなことなわけです。もっともA、B、Cと分けるのが基本的な考え方だとしても、その町や市特有の分け方があってもいいのだと、そういうことになっていますので、それでいいわけなのでしょうけれども、ただ遊佐町の場合は7つくらいに細かく分かれているのだと思うのです、多分。A、B、Cという分け方よりは、なぜそのような分け方になったのかをまず伺いたいと思います。

そして、今くらいの真っ赤になるような山というのは私もこれまで見たことないです。今日あたり雪も降って、あんまりよく山の姿って見えませんが、天気のいいときは本当に赤く見えます、西浜のほう。田のほうから見るとそのような状況になっていて、このゾーニングが果たしてどの程度効果があるのかと私は疑問に思うのです。効果があればいいのですけれども、なかなかそういうふうに分けて対応してももう大変な状況で、何しろ松くい虫の被害というのは伝染病だというのが一つの捉え方なわけなので、これだけ広がればもうどこにでも伝染するのではないかというふうにも思われるわけです。そのような状況の中で、ゾーニング、7つに分けたようなブロック的な分け方とか、A、B、Cのゾーニング、これがどの程度効果があると考えているのか、その辺を示していただきたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まず初めに、ゾーニングについてであります。先ほど1番委員のところでも少し説明をさせていただきました。ゾーニング、昨年度に示された、林野庁というふうにおっしゃっていますが、

林野庁のところは私把握しておりませんが、県として昨年度末にゾーニングという考え方が示されたのは確かであります。今委員おっしゃられるとおり、A、B、Cというようなゾーニングの……Aが当然重要などころになりますけれども、そういう区分けは今もそのゾーニングの考え方で防除を進めるという考え方は昨年度できたばかりの考え方でありますので、その考え方としてはまだ生きているというふうに私は認識しております。ちなみに、遊佐町においてAのエリアは、先ほど1番委員のところでもご説明させていただきましたが、海岸林、一番海岸から近いところ、いわゆる国が管理している国有林のところ、砂浜から始まる松林、次のBのところは、おおむねですが、その国有林の背後にあります私有保安林、7号線までの間の辺りがB、さらに本町でいえばいわゆる北側の地域、キャンプ場、遊ぼっと周辺、あとは西浜の頂上、その南部辺りまでの中央部辺りがBというふうにはなっているはずであります。あと、Cについては、Bという西浜の頂上付近より東側がおおむねCというゾーニングになっております。

もう一つ、今班分けの話先ほど来しておりましたけれども、班分けというのはあくまでも町、県が施業、いわゆる防除事業に入るときに使っている区分けでございます。町内を8班まで分けてあります。一番上が、先ほどお話ししましたが、キャンプ場付近が8班、遊ぼっと付近が7班、遊ぼっとの南の国道345までが7班、国道345から南に行きまして松濤荘の前の県道、あそこまでが6班、以下5班、4班とか海沿いも含めて8つにエリアを分けて、調査もその班ごとに行っているというところと、あとは事業を入れるときにどのくらいの被害量かというところで班ごとにここにはこの事業を充てる、ここにはこの事業を充てるというような形でしておりましたので、長年この8班に分けるという区分けをしてやっておりました。その8班、7班の中でもA、B、Cの場所があります。

ですので、あくまでもゾーニングというのはまだ私は生きていると思っておりますが、しかしながら実際守るべき松はもう減っていると、ほとんど枯れてしまったということで、今後多分ゾーニングの考え方は、まだ昨年度示されたばかりですが、その考え方では多分これから対応できないということで、また新たな今度松林をどう……海岸林をどうしていくかという考え方にシフトをして、これから進められていくものだと思っております。結局ゾーニングをしたものの、全くゾーニングに即して事業を進める、これから進めようとしている間にもはやもう全滅のような状態になってしまったというふうな認識をしているところでもあります。ただし、先ほど来申し上げていますが、本町では比較的被害の少ないというか、あんまり被害が本当に少ない一番北側のエリアだけは、これまでも薬剤防除もしてきましたし、何とか死守していきたいということで、先ほど8班、7班というエリアをしっかりと守ってきたいというような説明をさせていただいたところでもあります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） ただいまの課長の説明で、8班に分けてやっているけれども、なかなかゾーニングという考え方があんまり効果がないように見えたものですから、その辺の説明をお願いしたところでございます。これがある程度成果を上げてくれればいいなと思っているところではございます。

その次、15ページの教育費で、教育総務費、通学対策費で、工事請負費の130万円がありますが、これについての説明をお願いします。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの施設改良工事費130万円の内容なのですが、こちらにつきましては吹浦の女鹿集落のスクールバスのバス待合所なのですが、プレハブでできているバスの待合所なのですが、そちらのほうで床がかなり腐食しているということ、それからやはり塩害とか、そういった風雨にさらされてさび等が発生して、あと修理等ができない状態であるということで、集落の区長さんから新しいものの設置の要望が出されまして、それについて検討いたしまして、業者による見積り等を徴しまして、何とか今年度交換、設置を行いたいということで今回計上させていただいたというようなところでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） バス待合所の床が抜けるような状況になっているということでございまして、そこを修理するというこのようございまして。

それから、16ページの社会教育総務費で、報酬が9万円の減額になっています。生涯学習センターの改築検討委員会ですか、委員の報酬のようなのですが、これについて、生涯学習センターについて一般質問をした人もいたようのですが、改築の検討委員会というのはあるのでしょうか。私今まで聞いたことないので、多分あるのでしょうか、それがあから委員という形で報酬が出ているのだと思うのですが、ではこれ検討をある程度進めているのではないかなとは思いますが、その案といたしますか、どの程度今進んでいるのか伺いたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの報酬9万円の減額ということになっておりますけれども、今年度生涯学習センターの改築検討を行っていくというようなことで検討委員会のほうを立ち上げる予定をしております。今回今年度の予算計上に当たりまして、報酬のほうに予算計上をしていたところだったので、こちらの検討委員会の委員につきましてはいわゆる特別職の職員の給与に関する条例の別表に定められている町の執行機関とか附属機関の委員ではなくて、条例によらず、要綱によって設置して関係者の意見を聞く組織ということで、特別職ではない形で今回設置する予定をしております。ということで、報酬ではなくて、いわゆる報酬として出席した場合にお支払いするのですが、報償費から事業協力謝礼としてお支払いするのが適切だということだったので、1節の報酬9万円の減額して、7節の報償費に9万円、事業協力謝礼としてこちらを計上するといった内容になっております。検討委員会の委員につきましては、今要綱のほうの策定を進めておまして、一般質問でも説明いたしましたけれども、様々な町内の関係団体、それから利用団体、それから学識経験者等を踏まえて今候補者選定中でございますので、そういった形で今年度1回は開催していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） この委員の報酬のように書いてあったものですから、私は委員会のような形で既に立ち上がっていて検討を進めているのかと思ったのです。それなものであるから、ではどのようなところまで検討が進んでいるのかなと勝手に思いまして聞いたところでございます。了解しました。

次、その下のほうで、生涯学習推進費で工事請負費47万円があります。施設改良工事費です。この内容について伺います。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

工事請負費47万円の施設改良工事費の内容なのですが、こちらにつきましては生涯学習センターの駐車場の区画線、車を駐車する際の白線の枠の部分でございます。こちらが大分摩耗して、今ほとんど見えなくなっているというような状態になってきておりました。利用者である町民の方々等から、特に夜間がもう見えなくて、どこに止めたらいいか分からないというような、そういった苦情なども寄せられておまして、今回早急に対応する必要があると思ひまして積算したところ、既決の工事請負費ではやはり足りない、47万円ほど足りなくなると。工事全ての総額的には80万円ぐらいでできるのかなという中なのですが、その中で47万円ほど不足が生じるということで今回補正予算に計上させていただいたというような次第でございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 駐車場の白線が消えてきたので、引き直しだということのようでございます。

もう一つ伺いますけれども、そのすぐ下ですけれども、保健体育費、社会体育施設費、14の工事請負費で45万8,000円があります。施設整備工事費ですけれども、この内容についても伺います。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの工事請負費45万8,000円の説明でありますけれども、町民体育館の1階、児童高齢者体育室の奥のほうにトレーニングルームがございますけれども、こちらのほうが昨年度農業者トレーニングセンターにあるトレーニング機器もこちらの町民体育館1階のほうのトレーニングルームに移設しまして、今あそこを全面的にトレーニングルームとして使っております。以前は、その半面が器具庫として使っておりました。その器具庫の部分のところ、いわゆるスチール製の両開き戸といいますか、になっておまして、非常に何か圧迫感があったり、中の様子も外から分からなくて閉鎖的な状況でありました。今全面的に使っているものですから、そちらの旧器具庫の部分の扉、そちらにつきましても一部ガラス戸がはめ込んであるような、そういったちょっと中のほうまで見える明るいような扉に替えるというようなところで、今回整備工事費45万8,000円ほど追加で補正計上させていただいたというようなところでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） これで質問を終わります。

委員長（渋谷 敏君） これで11番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（渋谷 敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略し、採決することとしたいと思いますが、これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(渋谷 敏君) ご異議なしと認め、採決いたします。

それでは、本特別委員会に審査を付託された議第81号から議第84号まで、以上4件を採決いたします。

この採決は、1件ごとにそれぞれ区分し、挙手により行います。

なお、可否について、挙手しない者は否とみなします。

最初に、議第81号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(渋谷 敏君) 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第82号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(渋谷 敏君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第83号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(渋谷 敏君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第84号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(渋谷 敏君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに第2委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後3時25分)

休

憩

委員長(渋谷 敏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時50分)

委員長(渋谷 敏君) 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長（菅原 潤君） 報告書案文を朗読。

委員長（渋谷 敏君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま事務局長朗読のとおり、本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（渋谷 敏君） ご異議なしと認めます。

よって、事務局長朗読のとおり、本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

（午後3時52分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

令和7年12月5日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治 殿

補正予算審査特別委員会委員長 渋谷 敏